

令和4年11月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和4年12月9日(金)

[委員会の概要]

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(素案)について(資料1-1, 資料1-2)

○とくしま生活排水処理構想2022(案)について(資料2-1, 資料2-2)

平井農林水産部長

この際、農林水産部より1点、御報告をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(素案)の概要についてでございます。

今年度、策定することとしております徳島県みどりの食料システム戦略基本計画の素案を取りまとめましたので、概要を御説明申し上げます。

当計画につきましては、生産者をはじめ学識経験者や消費者団体からなる有識者会議における御意見、御提言や議会での御論議を踏まえ、策定を進めているところであります。

1, 計画の位置付けといたしまして、まず、背景として、地球温暖化による気候変動により、作物の生育不良や品質の低下、新たな病害虫の発生など、国内外において食料生産上の課題が顕在化する中、将来にわたる食料の安定供給に向けて、GX・DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要となっております。

これらの対応といたしまして、国において、持続可能な農林水産業の実現に向けたみどりの食料システム戦略が策定され、その実現を図るみどりの食料システム法が、本年7月に施行されたところです。当計画は、みどりの食料システム戦略に即応し、同法第16条に基づき策定するものです。

次に、右側、2, 基本理念といたしまして、徳島県における持続可能な農林水産業の実現を目指し、GX・DXによるみどりのイノベーション及びエシカル消費を通じて、みどり戦略実践産地の創出を図るとしてあります。

左側、3, 計画の体系でございます。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、徳島県及び24市町村の連名による県・市町村一体型の計画としてまいります。

また、計画の柱立てについては、徳島ならではの2段構成としており、一つ目の柱を徳島県版みどりの循環とし、資材調達、生産、加工・流通、消費の全段階にわたる経済循環を重視することとし、二つ目の柱を各都道府県が地域の実情に応じて環境負荷低減の基準を定める法定事項としてあります。

次に、右側、4、数値目標といたしまして、戦略目標、関連施策目標を定めることとしております。

戦略目標としまして、国と同水準である2030年までに、化学農薬使用量10パーセント削減、化学肥料使用量20パーセント削減を共通的な目標として掲げるとともに、有機栽培、エコファーマー、GAP、特別栽培からなるエシカル農産物の生産面積や地産地消をはじめとする食育の展開などの数値目標を関連施策目標として、今後、有識者会議の御意見を踏まえて定めてまいります。

その下、5、主な施策を御覧ください。先ほど説明申し上げました二つの柱で整理しております。

まず、徳島県版みどりの循環では、資材調達、生産、加工・流通、消費各分野ごとに環境負荷低減に係る推進施策を位置付けることとしております。

①資材調達では、耕畜連携による自給飼料生産や、廃菌床を堆肥化するなど、未利用資源の有効活用を進めてまいります。

②生産では、エシカル農業を実践する生産者の拡大を図るとともに、品目ごとの栽培マニュアルの策定、更なる環境負荷低減に資する技術の開発普及を進めてまいります。

③加工・流通では、生産物出荷の際のトラック輸送の効率化やリターナブル資材の利用など、農産物の物流体系の効率化を進めてまいります。

④消費では、エシカル農産物等のPRや実需者とのマッチング、学校現場での農業体験や県産品の給食提供による食育を実施し、環境に配慮した農林水産業への理解とエシカル消費の普及を推進してまいります。

次に、法定事項では、①環境負荷低減事業活動として推奨する類型の設定については、事業者が行う環境負荷低減事業活動の実施計画を認定するための技術的基準等を定めており、化学肥料・化学農薬の使用減少の促進や温室効果ガスの排出量削減の促進など、推奨する類型を定めます。

②特定区域の設定については、地域の関係者が一体となって、有機農業を実践する区域を定めるものであり、この区域の設定については、現在、市町村と設定に向けた検討を進めているところでございます。

③基盤確立事業の内容については、今後、地域で活用が期待される品種改良や低コスト機械開発など、みどりのイノベーションを進めます。

④流通及び消費の促進については、流通分野のエネルギー使用の低減や生産者との交流による食育などによりエシカル消費を進めます。

なお、詳細につきましては、資料1-2徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(素案)を御覧ください。

最後に、策定に向けての今後のスケジュールでございます。資料に記載はございませんが、12月にパブリックコメントを実施するとともに、1月下旬をめぐりに開催する有識者会議での議論を経て、2月定例会で最終案をお示しさせていただくこととしております。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

徳永県土整備部副部長

続きまして、県土整備部から1点、御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。とくしま生活排水処理構想2022(案)についてでございます。

パブリックコメントや議会での御論議も踏まえ、前回の素案に対し、推進に向けた取組として、相談窓口を設置し、浄化槽に関するあらゆる問合せにワンストップで対応することや浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進を追加した最終案を取りまとめたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今議会の御論議を経て、年内に策定、公表したいと考えております。

報告事項は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

#### 喜多委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

#### 岩佐委員

それでは、私から大きく2点ほど質問させていただきます。

まず、先ほど、みどりの食料システム戦略の県の基本計画の報告がありました。昨年、国がみどりの食料システム戦略を策定して、2050年の数値目標として、化学農薬や肥料の使用量50パーセント減、またCO<sub>2</sub>ゼロミッション化など、数値目標を掲げて、持続可能な農林水産業の実現を目指すということは理解しております。

県においても、これに呼応した形で基本計画を策定して、農林水産業の生産だけではなく、資材調達、また加工・流通、消費といった分野も含めて連携をして、環境負荷低減等の活動を実施するというものであります。

そこで、何点かお伺いしたいと思うのですが、まず、エシカル農業の更なる推進ということですが、これは慣行栽培、今までのやり方から有機農業や特別栽培、またエコファーマーなどへ生産方式の転換を図ろうというもので、化学農薬や化学肥料の使用量の低減を図るものと捉えております。

このように、環境負荷の低減を図る取組を推進するために、農林漁業者が策定する計画書を県が認定するというような御説明があったと思いますが、それはどのような基準となっているのか、お伺いいたします。

#### 平島農林水産政策課政策調査幹

環境負荷低減事業活動の認定基準に係る御質問を頂きました。

この制度では、県は農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体から、実施する環境負荷低減事業活動の計画書の申請を受けまして、基本計画の認定基準に基づき認定することとなっております。

認定基準は、県が推奨する技術の類型として定めることとしておりまして、具体的にはエコファーマーのように堆肥等施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の三つの技術を一体的に実施する活動や、温室効果ガスの排出量の削減に資する活動としまして、化石燃料の使用低減につながるヒートポンプや木質バイオマスボイラーなどの省エネルギー

一機器の導入、また土壌への炭素貯留としまして、もみ殻のほか木や竹などを原料とするバイオ炭の農地への使用、また生分解性プラスチック資材の利用によるプラスチックの排出・流出の抑制などを考えております。

岩佐委員

そうした環境負荷の低減の事業活動の計画というのを認定するというので、それによって、メリット措置を受けることができるということなんですが、どのような支援が受けられるのか、お伺いいたします。

平島農林水産政策課政策調査幹

環境負荷低減事業活動に対するメリット措置に関する御質問を頂きました。

県の認定を受けました農林漁業者等は、当該事業に必要な機械、施設などを整備する場合におきまして、導入当初の特別償却による所得税、法人税の負担軽減といった課税特例が、また無利子の経営改善資金であります農業改良資金などの償還期間の延長などの優遇措置を受けることができます。

今後は、制度周知に努めまして、より多くの農林漁業者等に環境負荷低減活動に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

岩佐委員

このみどりの食料システム戦略が出て、環境負荷の低減に向けた活動というのは、農業者も多分取り組まなければいけないという、そういう思いは大多数の方が持っていると思うんですが、やはり、今までやってきた慣行栽培から切り替えていくというのは本当に難しい面もあると思います。良いとは思っていても、新しい技術等も入れていかなければいけないということで、二の足を踏んでしまうところもあろうかと思っておりますので、そういったメリット措置なんかもしっかり周知をして、生産者の方が取り組んでいこうという機運と言うんですかね、取組がしっかりと進んでいくような周知もしていただきたいと思います。

それと、幾ら生産者の方が、環境負荷の低減を図る生産活動をしたとしても、それが先へと続いていくためには、一番は、収入がそれに伴わなければ成り立っていきません。そのために、そういった生産方式へ転換して、生産した農産物というのがしっかりと消費者に正しく理解をしていただくこと。そして、そこに対しての評価をしていただくことが一番重要だと思っております。

生産に掛かるコストであったり労力というのは、この取組によって、かなり上がるわけなんですけれども、その対価というのを払ってでも、選択をしていただける状況を作っていくことが、やはり重要だと思っております。

そういう面では、生産だけではなくて、消費という分野の取組が非常に重要になってくると理解しておりますが、資材調達、加工・流通、そして消費。それぞれの分野において取組を実施していくということでありまして、その出口の部分、消費の分野についてはどのような取組が実施されるのか、お伺いいたします。

## 平島農林水産政策課政策調査幹

消費の分野の取組をどのように進めていくのかとの御質問を頂きました。

御指摘のとおり、みどりの食料システムを推進するためには、生産者と消費者の相互理解が必要でございまして、基本計画策定会議の委員としまして、消費者団体や教育委員会、また、消費者庁新未来創造戦略本部の方にもオブザーバーとして御参画いただきまして、環境に配慮した農林水産業の意義や環境保全に資する効果、農林漁業者の努力などに対しまして、消費者の理解の促進が重要であるとの意見を頂いたところでございます。

この意見などを踏まえまして、環境負荷低減事業活動の取組状況や環境保全に果たす役割、エシカル農産物の魅力等を各種メディアを活用し、広く情報発信をするとともに、消費者団体との共同により、農作業等の体験を通じて、食料生産から消費に至る食の循環を意識しました食育を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、地域や地球環境を思いやる消費活動、いわゆるエシカル消費としまして、県民の皆様にエシカル農産物の理解促進と消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

## 岩佐委員

今御答弁いただいたように、また、こちらからの質問の中にも込めたんですけども、しっかりとその対価というものを理解していただかなければなりません。特に、物価の高騰とかいろいろあるんですけども、そういう面で、ちょっとでも安い物というのも分かるんですけども、この農業は、県土の保全にもつながるものだと思っておりますので、持続可能な農林水産業につなげるために、その対価を分かってもらえるような、小学校の頃からの食育とかですね、しっかりと進めていっていただいて、我々農家としても、例えば、化学農薬や肥料の減少に少しでもつながるような、そんな取組につなげていけたらなと思っておりますので、今回の基本計画をしっかりと策定していただいて、それに沿った実施をこれから進めていっていただきたいと要望させていただきます。

次にもう1点、再生可能エネルギーに関して、質問させていただきます。

御承知のとおり、日本というのは、資源の多くを輸入に頼っているわけでありまして、ウクライナへの侵攻等もありまして、世界情勢が大変不安定な状況になっております。その中で電気ですね、輸入に頼っている石油、石炭の価格高騰から電力の価格も上がるということもあります。また、サプライチェーン、供給の不安定なところもあって、夏場、また、この冬もいろいろ節電の要請等も起こってくるということもあって、大変不安な状況となっております。

エネルギーを海外に、輸入に頼っている日本としては、やはり、このエネルギーの安定供給、安全保障ということをしっかり図っていかねばならないと思っておりますし、脱炭素の推進ということで、再生可能エネルギーの導入の推進というのは、これからの重要な鍵となるものだと認識しております。

そこで、まず再生可能エネルギーの導入促進について、現在の国の動き、またスタンスについて確認をしたいと思っております。

## 加藤水素グリッド推進室長

岩佐委員より、再生可能エネルギーの国の取組方針について御質問を頂いております。

国におきましては、2020年10月、当時の菅首相が2050年カーボンニュートラル宣言をいたしました。この宣言を受けまして、日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示す第6次エネルギー基本計画が昨年10月に策定されたところでございます。

この計画では、2030年までに二酸化炭素の排出量を46パーセント削減することとし、再生可能エネルギーにつきましては、これまで2030年までに電源構成の22パーセントから24パーセントとしておりました割合を、36パーセントから38パーセントまで大きく引き上げる野心的な目標を掲げまして、国を挙げて、再生可能エネルギーの最大限、最優先の導入を図ることとしております。

#### 岩佐委員

目標をしっかりと掲げて、再生可能エネルギーの最大限、最優先の導入を図っていくという方針であります。県においてもですね、企業局によって水力発電とかメガソーラーによる太陽光発電を運用していくということでもありますし、民間事業者においても、風力発電またバイオマスとかの取組もありますし、個々の家でも太陽光パネルを載せて自家消費というようなことも広がってきております。

いろいろな企業にしても、そういった再生可能エネルギー由来の電力を使うという取組も広がってきているということで、エネルギーの地産地消ということも重要ですし、これからも、再生可能エネルギーの最大限また最優先の導入というのは、私も大変重要なものだとは思っております。

ただ、これは、昨年の経済委員会でちょっと申し上げたところなんですけど、太陽光パネル等も導入を図っていかねばいけないですし、ソーラーシェアリング等も積極的に進めるところもあるんですけども、一方で、無秩序な開発であったりとか、本来の目的からずれてしまっただけでは、やはり本末転倒だと思っております。そこらは、適正な再生可能エネルギーの導入を図っていかねばいけないと思っております。

この再生可能エネルギーを導入していくに当たって、特に太陽光発電なども、せっかく発電した電気を送電線に流すことができない出力制御の問題が一方では起こってきております。

そこで、この出力制御の状況について、お伺いいたします。

#### 加藤水素グリッド推進室長

ただいま岩佐委員より、出力制御について御質問を頂きました。

出力制御というのは、電気の需要に応じました供給量とするために、各送配電事業者から発電した事業者に対して、その電気の出力を停止又は減らすように要請して、発電量をコントロールするものでございます。

出力制御が必要な理由といたしましては、送電線の容量を超えて電力を流した場合、周波数に乱れが生じて、最悪の場合は大規模停電になることから、送配電事業者におきまして、コントロールする必要があるとお聞きしております。

今年の10月までの期間で出力制御をされました概数として調べましたところ、北海道電力管内で5回、東北電力管内で14回、中国電力管内が9回、徳島を含みます四国電力管内が10回、九州電力管内におきましては33回の出力制御が既に実施されておまして、特に

北海道それから中国、九州の各管内におきましては、気候の良かった春だけではなく、夏から秋にかけても継続的に出力制御が実施されている状況と伺っております。

岩佐委員

四国電力管内でも、今年においても10回ほどの出力制御があったということですが、今の話の中では、東京電力管内とか関西電力管内という電力の消費地という所に関しては、逆に、まだまだ電力は必要とされているとは思うんです。先ほど出力制御が行われる理由として、送電線の容量がないということなんですが、現状、それぞれの各電力管内からの融通のし合いというのが難しい。大都市部への電力の融通というのができない状況、基本的に送ることができないという認識でよろしいでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

ただいま、電力の融通について御質問を頂きました。

我が国の電力系統につきましては、旧来から北海道、東北、あるいは四国といった電力会社の管内で、地域ごとに需給バランスが取れるような調整で電力網というものが構築されておりますことから、広域的な電力融通に対応が不十分な電力網というふうにお伺いしております。

岩佐委員

現状、相互間での電力融通がしにくいというような状況であります。こうした点についてなんですが、本県が会長県を務めている自然エネルギー協議会において、電力網等含めて再生可能エネルギー導入拡大に向けた障壁になるものに対して、提言をされてきたとお聞きしております。その詳細を御説明いただきたいと思っております。

加藤水素グリッド推進室長

ただいま岩佐委員から、自然エネルギー協議会の提言の状況について御質問を頂きました。

全国34都道府県、120の事業者で構成いたしております自然エネルギー協議会におきましては、ウクライナ危機を踏まえましたエネルギーの安全保障、そして世界的な脱炭素の潮流を踏まえて、再生可能エネルギーの需給バランスを調整し、先ほど岩佐委員からもございましたような地域とのバランスの取れた自然エネルギーの導入拡大、エネルギーの地産地消の促進、そういった活用拡大を図るために、広域的な電力融通が可能となりますよう提言書を取りまとめ、本年5月、それから8月、11月と経済産業省、そして環境省に対して提言したところでございます。

提言に対しまして、国におきましては、現在、全国的な電力の広域連携を可能といたします次世代電力網の構築に向けて、マスタープランの検討を行っておりまして、その早期の策定と確定後の計画の具体化に向けた施策の推進を図ってまいりたいという回答を頂いたところでございます。

岩佐委員

次世代の電力網の構築に向けて、マスタープランの検討を行っているということでありまして、その具体化に向けた施策を打ち出していくというお話だったかと思います。

今は、石油、石炭の燃料の高騰から電気代が更に高まっている状況なんですけれども、そういった高騰する電気料金を下げるためにも、電力網の広域連携という、融通し合いができることというのは必要であって、エネルギーの安全保障であったり、また脱炭素の部分ですね。脱炭素の推進を図る上でも、電力網の整備というのが、まずベースにあるものだと思っております。

また、自然エネルギーの普及を図る上もあるんですけども、大規模な災害が起こったときに、どこかの電力会社管内で発電ができなくなるようなことも想定されます。現に、東日本大震災等でも起こったわけなんですけれども、そういった大規模災害があったときに、しっかりとバックアップして、広域で電力を融通することによって、電力の喪失が抑えられるのではないかと考えています。その点でも、電力網の装備というのは大変重要なインフラになるものだと考える次第であります。

そこで、県議会として、問題意識を持って取り組んでいく必要があると考え、これらを踏まえまして、国へ意見書の提出をしてはどうかと思っておりますが、喜多委員長、いかがでしょうか。

#### 喜多委員長

ただいま岩佐委員から、次世代電力網の増強について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出したいとの提案がありました。

本件について、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、消費者・環境対策委員長名で意見書を議長宛て提出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長に一任」と言う者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

引き続き質疑に入りたいと思っております。

質疑をどうぞ。

#### 山田委員

私からも数点聞きたいと思っております。

まず、今日報告があった徳島県みどりの食料システム戦略基本計画について、先ほどのやり取りも聞いていたんですけども、エネルギーといい、食料といい、やはり地産地消というのが非常に重要なファクターになっていると思うんです。この食料自給率の向上と



環境負荷低減を両立させる取組、これをどういうふうの基本計画に盛り込むのかなというのが私自身も一つの関心事なんです。

一つは、現在の徳島県の食料自給率の状況も踏まえて、その自給率をこの基本計画の中に盛り込むべきだと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

#### 平島農林水産政策課政策調査幹

先ほど食料自給率の御質問を頂きました。

現状としまして、国の食料自給率の状況は、令和3年度の状況でございますけれども、カロリーベースで38パーセント、生産額ベースの自給率については63パーセントになってございます。また、本県の状況におきましては、これは最新のデータというのが令和2年度のものになりますけれども、カロリーベースで41パーセント、生産額ベースは118パーセントになっております。

この食料自給率というものを、この計画の中に位置付けないのかという御質問でございますけれども、今回、みどりの食料システム戦略基本計画につきましては、持続可能な農林水産業を目指しておりまして、環境負荷低減普及活動を中心に考えております。

食料自給率につきましては、別の計画でございます徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして、目標値を設定しておりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

#### 山田委員

金子農林水産大臣と全く同じ答弁をしているけれど、この自給率自身は、今の状況からしたら、やはり県として積極的に盛り込んでいってほしいなと私自身は思っています。是非とも検討してください。

それから、みどりの食料システムの戦略が有機農業を全農地の25パーセント、100万ヘクタールに達する目標を掲げていると言われております。県内の農地と有機農業の目標と割合が分かったら教えてください。

#### 林次世代農業室長

ただいま山田委員より、有機農業の現状等につきまして御質問を頂いたところでございます。

有機農業につきましては、本県におきましては、有機農業はじめ環境に配慮した取組の方法といたしまして、エコファーマーでありますとか、あるいは特別栽培、農薬そして化学肥料を50パーセント低減する特別栽培技術等を推進しているところでございます。そういったものを一体といたしまして、エシカル農業という位置付けで推進しているところでございます。

そして、そのエシカル農業の栽培面積につきましては、実績で1,787ヘクタール、経営耕地面積で言いますと約1万6,000ヘクタールに対しまして、約11パーセント。このうち、有機・特別栽培につきましては、183ヘクタールの状況でございます。

#### 山田委員

いや、だから有機農業を、このみどりの食料システム戦略では全農地の25パーセント、全国で100万ヘクタールという目標を掲げているのだから、徳島県でも、それに見合うような目標設定等々が要るのではないかという点が1点。

それと、先ほど質問があったんですけれども、有機農業では、自然の力を引き出す農法の取得に時間と労力がかかり掛かります。ということから見たら、指導員や担い手の育成、生産者の所得支援、学校給食などの活用による消費拡大への支援というのが非常に必要になってくると思うんですけれども、この点も併せて御答弁ください。

#### 林次世代農業室長

ただいま山田委員より、2点御質問を頂きまして、まず1点目の目標設定につきましてでございます。

これにつきましては、戦略目標を国と同水準とするような検討を現在進めているところでございまして、例えば、国の有機農業栽培面積の2050年度の最終目標100万ヘクタール、耕地面積の25パーセントでございますが、国の中間年でございまして2030年度の目標は6.3万ヘクタールということで、1.57パーセントを基に、本県の現状などを考慮しまして、目標設定を検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、もう1点御質問を頂きました。技術の支援というところでございます。

技術の支援につきましては、県下8か所に農業支援センターという、各農業者等を対象に技術指導を行う指導機関がございまして、そこに105名の普及指導員を配置しております。有機肥料の使い方をはじめ生産性向上のための技術支援でありますとか、経営安定化に向けた支援など、農家へ直接出向きまして、巡回指導や現地におきます技術実証試験、そういった様々な普及活動を通して、しっかりサポートをしてまいりたいと考えているところでございます。

#### 山田委員

これまた引き続き聞くとして、もう一つ、やはり担い手対策の問題についても聞いておきたいと思っております。

これは、経済委員会でも議論があったようなんですけれども、小規模家族農業を環境保全の中心的担い手として位置付けて支援するというのも非常に重要になってくると思うんです。専業農家も兼業農家も併せて、この担い手として、この方向へ支援するということが必要かと思うんですけれども、その担い手に対する支援、また範囲を御答弁ください。

#### 平島農林水産政策課政策調査幹

先ほど、岩佐委員への答弁でもありましたけれども、この制度につきましては、農林漁業者が実施計画を立てまして、認定を受けますと、メリット措置を受けられるということになっております。そういうメリット措置を十分に周知しまして、小さな農家についても、そういう措置を受けられるような周知をして、それで、計画に向いていけるように努めていきたいと考えております。

#### 山田委員

小さい農家も支援できるようなシステムにしていきたいということで、是非ともそれは注目していきたいと思います。

それとね、全体として、この取組は生産者や消費者をはじめ多様な市民の意見を政策に反映させるというのが非常に重要な取組だと思うんですね。もちろんパブリックコメントをやったり、いつものとおりということもあるのだけれども、こういう多くの生産者や消費者、多様な市民の意見を、この基本計画の中にどう反映するのかという点については、どうお考えですか。

#### 平島農林水産政策課政策調査幹

たくさんの御意見をどのように反映するのかという御質問を頂きました。

山田委員おっしゃるとおり、今後の計画、スケジュールにつきましては、パブリックコメントとかありますけれども、そういうようなものも含めて、あとはもう一回、有識者会議を開催して、そちらで意見を集約しまして、できる限り消費者、流通・加工者、生産者の皆さんがウインウインになるようなことを調整し、総合的に反映していきたいと考えております。

#### 山田委員

是非とも、その反映の仕組みも含めて、いろいろな多様な意見があると思うので、それをしっかり吸収した上での計画にしていってほしいと。これ自身は、私も非常に注目をしている取組なので。これはね、国会でも全会一致で通った中身ですから。文字どおり我々も応援しながらということですので、頑張ってもらいたいと思います。

あと、具体的に県内で小松島市などの先行取組もあると聞くんですけども、財源も含めてどういう状況かということで。小松島市以外でも、県内でこれを検討し始めているという動きもあるように聞いておるんですけども、その辺を御報告くれますか。

#### 林次世代農業室長

ただいま山田委員より、有機栽培におけます小松島市の取組、そして、それ以外の取組ということで御質問を頂いたところでございます。

この小松島市の取組につきましては、今年度、県内で先駆的に有機農業に取り組んでおります小松島市生物多様性農業推進協議会、これは市、消費者団体、そしてJA、そういったところで構成している協議会でございますが、それが国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうちの有機農業産地づくり推進緊急対策事業を活用いたしまして、環境負荷低減と農家の所得向上、組織経営安定化による持続的な産地の構築に向けた取組を行っているところでございます。

具体的には、水稻におきまして、生産面では、収穫後の土作りによる展示圃<sup>15</sup>の設置でありますとか、流通面におきましては、有機栽培米の認知度向上に向けました飲食店など需要者へのサンプル提供によるPR活動、そして消費面では、食育、地産地消、エンカル消費の観点からも小松島市内の全小・中学校の給食における有機栽培米の利用などの取組を進めているところでございます。

もう1点、御質問を頂きました小松島市以外の取組、検討状況というところでございま

すが、昨年度から市町村に対しまして、事業を広く周知するとともに、地域における有機農業の取組状況を踏まえまして、個別に市町村への提案や働き掛け、そして市町村からの相談対応を行い、事業活用に向けた調整を行ってきたところでございます。

しかしながら、この取組に際しましては、生産だけでなく、流通・消費も含めました地域ぐるみの一体的な取組が必要であることなどから、速やかな実施体制の構築が困難なため、複数の市町村が今年度の事業実施を見送ったところではございます。

ただ、事業の取組に関します相談につきましては、引き続き受けているところでございまして、生産・流通・消費サイドで構成する実施体制の構築でありますとか、あるいは品目、地域、どのような技術導入を行うか、取組内容、そういったことにつきまして、引き続き検討を進めていただいているところでございます。

そして、そういったことによりまして、有機農業の面的展開に向けまして、現在、小松島市だけではございますが、来年度以降も関係機関と連携しながら、他の市町村におきましても、この国の事業をできるよう、小松島市の取組事例の情報共有などを行いながら、しっかりサポートしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

#### 山田委員

小松島市の取組は非常にすばらしい取組だと思うんですけども、その財源というか、応援ですね。その中身を教えてほしいということ。

それと、先ほど学校給食ということも出ました。恒常的に、この生産物をやる上では非常に重要で、私は、文教厚生委員会で、学校給食の問題もこの点でも求めたわけですけども、吉田委員もそういう立場で求められたんですけども。そういうことも含めて、しっかりとその辺が連携できる、県としても教育委員会ともしっかり連携をとってすることは、県民のためにも非常に有効になると思うので、その点、お答えください。

#### 林次世代農業室長

ただいま山田委員より、財源について御質問を頂きました。

まず、財源につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうちの有機農業産地づくり推進緊急対策事業を活用いたしまして、まさしく、国10分の10のソフト事業でございまして。それを活用しまして、生産面、流通面、消費面それぞれの展示圃<sup>ほ</sup>でありますとか、学校給食への有機栽培米の提供でありますとか、あるいは飲食店などへの実際のサンプル提供によるPR活動。そういった取組を進めているところでございます。

それともう1点、食育に関する御質問を頂いたかと思えます。

#### 山田委員

小松島市の額も教えてください。

#### 林次世代農業室長

事業費につきましては、約878万円でございますが、全額国費、国の交付金を活用しております。内訳は先ほども少し触れさせていただきましたが、有機栽培米の調達費用であ

りますとか、あるいは先ほどの展示<sup>ほ</sup>を<sup>ま</sup>設置する場合は技術的な展示を設置する資材費等  
でございます。

もう1点の食育に関する教育委員会との連携という御質問であったかと思えます。

学校給食を通じての県産食材の活用につきましては、児童生徒に対しまして、県産食材  
の良さや郷土の食文化、さらには、食料生産に従事する生産者の営みへの理解の向上につ  
ながる取組と思っているところでございます。

そして、学校給食における県産食材の活用状況につきましては、教育委員会からの聞  
き取りによりますと、県内全ての市町村で生産農家や直売所と連携いたしまして、地元産  
の米、そして野菜、果物を使用するなど、地元産を積極的に給食に活用いただいていると  
ころでございます。

農林水産部といたしましても、学校給食を通じて、教育委員会そして市町村とも緊密な  
連携の下、一層、県産食材の活用をはじめといたします食育、地産地消を推進することは、  
持続可能な社会づくりに向けて、非常に重要性が増しているところと認識しているところ  
でございます。市町村そして学校に対しまして、県産農林水産物の生産過程における生産者  
の努力や工夫をまとめた動画でありますとか、PRチラシの提供を教育委員会にしてい  
きたいと思っております。さらには、各関係機関における食育活動の優良事例の横展開、  
そういったことも積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### 山田委員

引き続き、この取組については、注目していきたいと思えます。

次に、消費者庁関係の問題について、お伺いしたいと思えます。

消費者庁の全面的移転を公約し、標榜しているわけですがけれども、その面  
で言えば、旧統一教会の悪質商法に係る被害者救済に向けて、徳島県としても、仮にこ  
こで全面的移転をしていたら、強い発信をしないといけないけれども、どうやら徳島  
県は、余り強い発信をしているようには思わないんです。そういう構えで言うなら  
ば、知事を先頭にして、この悪質商法被害者救済に向けて、県としても積極的に取組  
を発信すべきだと私自身は思うんですけれども、現状も含めて、その辺についてお  
答えください。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、旧統一教会関係の問題に関する県の取組について御質問  
を頂いたところでございます。

旧統一教会をめぐる問題に端を発しまして、靈感商法を含む悪質商法への対応が  
大きな社会的課題となっております。そうした中、消費者の安全安心を守る対策の  
強化は急務であると認識をいたしております。

国におきましては、本年の9月、法務省をはじめといたします関係省庁により  
ます合同電話相談窓口を開設いたしまして、現在は、法務省が所管します総合的な  
法律支援を行う日本司法支援センター、法テラスに設置した靈感商法等対応ダイ  
ヤルに引継ぎをし、消費者からの様々な相談に集中的に対応しているところでござ  
います。

また、消費者庁が主催いたしました靈感商法等の悪質商法への対策検討会から  
の提言を踏まえまして、現在、消費者契約法の改正でありますとか、日々報道に出  
ております被害

者救済を目的といたします新法の制定に向けた準備を進めるとともに、12月2日に成立いたしました第2次補正予算におきまして、地方消費者行政強化交付金の悪質商法対策特別枠というものを創設いたしております。

県におきましては、これまでも徳島発の政策提言といたしまして、旧統一教会に関連する消費生活相談対応をはじめといたします地方消費者行政の強化充実を図るため、交付金制度の拡充を求めてきたところをごさいます。今回の特別枠の創設に当たりましては、消費者庁からも徳島発の政策提言が大きな後押しになったとの声を頂いているところをごさいます。

県といたしましては、国の動きに合わせまして、来年1月から3月、こちらを消費生活相談特別対策期間と位置付けまして、県内の消費生活相談員等に対しまして悪質商法に関する研修の実施による人材育成を通じました相談体制の強化、また県消費者情報センターにおけます心理専門職による心のケアも含めた悪質商法に関する新たな相談機能の付加、そして、SNSをはじめとする広報媒体を活用した消費生活相談窓口に関する広報などによりまして、悪質商法への対策を集中的に展開してまいりたいと考えております。

今後とも引き続き、消費者庁と連携を密にしながら、消費者に寄り添った施策を積極的に推進いたしまして、安全安心な社会の実現に向けて取組を進めたいと考えております。

#### 山田委員

今、飯田消費者政策課長から答弁があったんですけれども、地方消費者行政強化交付金ということで、第2次補正予算で31億円ですか。新たに悪質商法対策特別枠を設けるなど、この旧統一教会の問題を念頭に、相談体制や消費者教育の拡充を図るというメニューになっていますよね。さらに、地方公共団体の相談のデジタル化など相談体制の強化に20億円も計上しています。そのうち、靈感商法などの対応に向けた全国の消費者センターへの相談員確保や消費者教育を支援する枠組みも創設し、5億円を盛り込んだと言われています。

こういうことを受けて、本県では、これらの相談体制、消費者教育の拡充、更に消費生活センターの相談員確保ですね、これをどのように進めていくのかということについては、現時点でどうお考えなんですか。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、国の第2次補正予算に関する情報、そしてこれを受けた県の対応について御質問を頂いたところをごさいます。

今お話がございました、今回の第2次補正予算の中では、地方消費者行政の充実強化事業といたしまして、30億円の予算要求、そして予算化がなされたところをごさいます。

現在、社会問題となっております靈感商法を含めた悪質商法への対策などを強化することによりまして、消費者トラブルの早期発見や未然防止を図り、消費者の安全安心を確保することで、ウィズコロナ下の社会経済活動の再開を下支えする必要がある。そうした認識の下、消費生活相談や消費者教育など、靈感商法を含めた悪質商法への対策に資する取組を重点的に支援する特別枠を創設するといったことで、地方消費者行政強化交付金の中に、靈感商法を含めた悪質商法対策特別枠の創設がなされたところをごさいます。

県の対応ということをごさいますけれども、現在のところ、こうした情報も踏まえなが

ら、県としての取組を検討しているところでございます。

山田委員

これが一応の形になるのは、いつ頃になるのかという点が1点ですね。

それともう1点、知事は、消費者庁は消費者省に格上げされ、徳島県への全面移転が実現し、徳島をフィールドとして生まれた新しい取組が国内外へと発信されると。こういうふうに常々言ってきました。しかし、残念ながら、2022年度までのこの全面移転になるんだけど、全面的移転とこの頃は言うのですね。国会対応などは東京に残ることを想定して、全面的移転ということですけども、未達成の状況ですね。今後とも、漫然として、このスローガンを継続するのかという点が1点と。

あわせて、政府は、消費者庁や文化庁などの地方移転の状況に対して、2023年度中に総合的な評価を行うと聞いています。これについては、どういう動きになっているのかということについて、質問したいと思います。

飯田消費者政策課長

今、山田委員から、何点か御質問を頂いたところでございます。

まず、今回の国の第2次補正予算に係ります取組について、形はいつ頃かというところでございます。

こちらにつきましては、本会議において、福山議員からの御質問に対して、知事からも答弁申し上げたとおり、そしてまた今、私も申し上げたとおり、1月から3月に取組を進めることといたしております、こうした国の情報も踏まえながら、進めてまいりたいと考えております。

また、全面的移転についてもお話を頂いたところでございます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、今、県におきましては、消費者庁と連携を密にしながら、取組を進めているところでございます。

今回の靈感商法を含めた悪質商法対策特別枠、こちらの創設につきましても、繰り返しになりますけれども、消費者庁からは、県のこの提言が大きな後押しになったと直接お声も頂いたところでございます。

引き続き、消費者庁と連携を密にしながら、消費者行政を進めてまいりたいと考えております。

また、政府の評価に関する御質問を頂きました。

今現在、デジタル田園都市国家構想の事務局におきまして、政府機関の地方移転に関する評価、事務作業が進んでいるところでございます。県も消費者庁と連携しながら、作業に加わらせていただいているところでございます。

また、国では、来年度にそうした評価を行うということになってございますので、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

これについては、また引き続き聞いていきたいと思っております。

次に、気候危機の問題について聞きたいと思っております。

先ほど、加藤水素グリッド推進室長から答弁があったんですけれども、国の2030年度の削減目標が46パーセントと言われてはいますが、これは2013年度比で46パーセントの削減ですよ。2010年を比にすると42パーセントという状況になる。これは、既に国連が示した2030年までに2010年比45パーセント減というよりも、全世界平均よりも低い目標になっているのと違うかと思うんですが、これはどうかという点が1点。

送電網の問題で、もう1点聞いておきたいんですけれども、今、EUでは再生可能エネルギー電力の優先接続が義務化されているという状況になっています。私は、今日せっかくすばらしい提案をされているわけですから、日本でも、この優先利用を義務化するという方向も含めて視野に入れるべきだと思うんですけれども、これはいかがかということ。

今、9電力に区切られておるという状況があるんですけれども、やはり東西二つぐらいにして、しっかりと系統を統合して確保するということも必要だと思うんですけれども、この点は、いかがでしょうか。

#### 加藤水素グリッド推進室長

山田委員から、何点か御質問を頂いております。

最初に頂きました46パーセント削減につきましては、基準年につきまして、2013年という規定で政府は動いております。

これにつきまして、京都議定書の終了年と合わせて2013年という設定がされているものと認識しております。46パーセント削減につきましては、今後、そもそものエネルギー導入状況を踏まえまして、国においても更に検討を進められるものと認識しております。

それから、電力網の話につきまして、電力会社を絞ればというようなことにつきまして、飽くまで電力会社は、民間の事業者でございますので、そちらの検討につきまして、県として余りどうこうという話はないのかと考えております。

あと1点が、EUの最優先の話でございました。国の方針は再生可能エネルギーの最大限、最優先の導入と言われておまして、現状、我が国の電力運用につきましても、再生可能エネルギーが最優先で進められるということは、基本計画にもう既に示されているところでございます。

その上で、どうしても、再生可能エネルギーというのは、例えば太陽光にしても、風力にしても、たくさん発生するときとそうでないときがありますので、そこを補完する意味で、現状の火力とか、原子力とか、そういった電力を使っていけないと、曇り空で全く電気が発生していない、風が吹いていないという所には、電気が足りなくなるので、そういうものを使っていくということで、ベースロード電源と呼ばれてはいますが、そこが火力とか原子力とか、他の発電方法になっておりますので、決して日本が再生可能エネルギーを最優先で導入していないというわけではございませんので、御説明いたします。

#### 山田委員

だけど、実態は、発電量が過剰になると、結局、まず太陽光や風力の発電が抑えられる。原子力や石炭火力発電が最優先になっているということがあられるわけです。これは専門家も、NPO法人気候ネットワークの皆さんも指摘しています。だから、そういう面で文字どおり、再生可能エネルギー最優先の義務化というか、そういう声をしっかりと位置付けるこ



とが重要だと思います。これは、また議論していきましょう。

それともう一つ、徳島県でのCO<sub>2</sub>の関係で言えば、石炭火力発電の問題でも、2017年、ちょっと古いんですけども、気候ネットワークが出しているCO<sub>2</sub>排出量最上位30事業者のうち、石炭を燃料とする火力発電所は23事業者あるそうです。その中で、電源開発株式会社及び四国電力株式会社の、いわゆる橘湾火力発電所ですね。その排出量が1,183万トン。実は、日本全体の排出量の1パーセントを占めていると。そして、この石炭火力発電所は、全国の23発電所の中で10位と、非常に大きいと指摘されているんです。

これからのエネルギー問題等々考える上では、この石炭火力発電の問題は、逃げるわけにはいかない問題だと思うんです。そこで、県は、この現状を、今までは、よく存じておりませんという答弁をされてきたんですけども、やはり現状をしっかりとつかむ必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

ただいま山田委員より、石炭火力発電について問合せを頂きました。

石炭火力発電につきましては、現状、四国電力株式会社の電源構成の中でも、一定割合を占めており、貴重な電源として活用されているところでございますが、一方で、脱炭素の推進の中で、石炭火力発電そのものをどう見直すかということについては、電力会社自体も非常に問題意識を持って検討されているところでございます。

各電力会社におきまして、この石炭火力発電から排出する二酸化炭素をどう削減していくのか、例えば水素の混焼ですとか、そういった技術的なことについても、もう既に取り組が進められているところでございますので、そういった状況を我々としても情報共有しながら、注視しながら、電力会社の状況を踏まえて、県としての対応を考えていきたいと考えております。

山田委員

一般論ではなくて、具体的な現状把握、そして対応方を、次の委員会で答弁を求めますので、よろしくをお願いします。

最後の質問なんですけれども、一つは、家庭用の太陽光発電ですね。この補助がやはり市町村任せになっているという状況ですね。県内の市町村での太陽光発電への補助金制度、どれぐらいあるのか、全国の状況はどうかということが分かったら、教えていただきたい。

もう1点。今年が目玉は、谷本政策監補も答弁されておりましたPPA事業の取組と、太陽光パネルの一括発注の共同購入ですね。これが一つの柱です。この進捗状況も併せて御答弁いただいて、質問を終わります。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

まず、太陽光発電パネルに対する補助の関係で、県内の状況と全国の状況ということで御質問を頂いております。

まず、県内の市町村の補助の状況につきましては、徳島市をはじめ8市町で実施されているところでございます。全国におきましては、岩手県、宮城県、東京都など12府県で実施されております。

続きまして、2点目、PPA事業者登録制度の関係の御質問でございますが、現在この事業は、とくしま太陽光発電初期費用0円事業としまして、PPA事業者登録制度を実施しており、PPAやリースなど初期費用ゼロで太陽光発電を設置する県内事業者とその事業プランを県が登録して、ホームページなどで情報発信し、県民の皆様には太陽光発電設備等の導入促進を図っている事業でございます。

現在の状況としましては、7月29日から事業者登録を募集したところ、県内事業者2社が登録をしております、事業プランのほうはリースモデルでの4プランを提案しているところでございます。

それで、今の契約件数でございますが、11月末現在で、県内で18件の契約実績でございます。ただ、契約実績は18件ですけれども、県民の皆さんからは、プラン等について問合せを頂いたり、事業者の方からも登録について問合せを頂いているところでございます。

最後に3点目、共同購入事業でございますが、この共同購入事業につきましては、太陽光発電設備等の共同購入によりまして、一括調達することで、導入したい県民の皆様の負担軽減をするという、太陽光発電設備の設置を後押しする事業でございます。

進捗状況としましては、国際情勢の緊迫化に伴う世界的な燃料価格の高騰や円安が続く中、共同購入の実施可能な地元企業数社からは、資材高騰によって導入コストが高くなって、県民の皆様の負担が大きいか、企業にとっても資材が高くなってきているので、収益の幅が少なくなるとの御意見などを頂いております、今後は、国際情勢の動向や円安による社会経済情勢、そういったものを注視しながら、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 福山委員

私から1点、有害鳥獣捕獲行政についてお聞きしたいと思います。

最近、全国的にイノシシが出没しているという報道がされていますが、徳島県でも小松島市や美馬市において、イノシシが人に向かって突進したり、かみ付くなど多くの被害が発生しております。徳島市の眉山周辺でも、住宅地において、しばしばイノシシが目撃されており、地域住民は被害の発生を心配しております。

これまでも、地元の猟友会の協力により、眉山周辺に生息するイノシシの有害鳥獣捕獲が行われていると聞いていますが、その状況について教えてください。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま眉山周辺における有害鳥獣捕獲の状況につきまして、御質問を頂きました。

イノシシによります本県の令和3年度農作物の被害状況につきましては、3,406万円と、野生鳥獣全体額の約37パーセントを占めている状況となっております。

イノシシの捕獲状況につきましては、令和3年度は有害鳥獣捕獲や狩猟などによりまして、県下で8,855頭のイノシシが捕獲されております。また近年では、市街地への出沒も確認されておまして、眉山周辺の市街地で多くの目撃情報が寄せられているという状況となっております。

徳島市では、平成30年度以降、毎年500頭を超えるイノシシが捕獲されておりますが、その中でも、眉山周辺におきましては、徳島市が地区猟友会と連携して有害鳥獣捕獲を実

施しております。令和3年度には、およそ40基の箱わなを設置し、195頭のイノシシを捕獲しております。過去5年間の平均の捕獲数は、205頭となっているところでございます。

令和3年度における眉山周辺でのイノシシの捕獲数につきましては、八万町で63頭、それから上八万町で40頭など眉山の南側で捕獲されているという状況になっておまして、眉山周辺における捕獲作業に当たっては、近隣に住宅地があることや、散歩や観光などの利用者が多いということがあり、安全への配慮から、箱わなによる捕獲を行っているところであります。

県では、徳島市や猟友会と連携しまして、眉山周辺における出没状況や捕獲情報を共有し、捕獲の強化を図っているところでございますが、さらに、令和4年度におきましては、令和2年から3年にかけては、眉山で実施しました出没危険度の調査モデルを活用しまして、IoT技術などを利用した先進的な捕獲手法により、安全かつ効果的、効率的な捕獲方法の検証を行っているところでございます。

#### 福山委員

過去5年間で、眉山周辺でのイノシシの捕獲数の平均が205頭ということで、これまでも徳島地区猟友会の御協力の下、安全に配慮しながら捕獲の努力はされていたということは、よく分かりました。あわせて、地域住民の安全確保のため、令和2年度、3年度の2年間で出没危険度の調査を行っており、さらに、今年度は、IoTを活用した安全かつ効果的、効率的な捕獲方法の検証が行われているということですが、この捕獲方法の検証について、具体的な内容と進捗状況を教えてください。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいまIoTを活用した捕獲方法の検証について、御質問を頂きました。

これまで眉山周辺における捕獲作業につきましては、安全の配慮から、餌でイノシシをおりの中に誘引して閉じ込める構造となっております箱わなに限定しまして、行われております。

イノシシを効果的、効率的に捕獲するためには、獣道を通るイノシシの足をワイヤーで捕獲するくくりわなが有効な捕獲方法ですが、くくりわなに掛かったイノシシは、ワイヤーの長さの範囲で動くことができるため、くくりわなにイノシシが掛かっていることに気付かず近づいた人が襲われるという点がございます。また、くくりわなが仕掛けられていることを知らずに通った人がわなに掛かってけがをするという懸念がありました。

そういったことから、今年度実施します捕獲方法の検証では、徳島市とも連携し、捕獲効率の高いくくりわなを都市周辺部で事故なく使用し、イノシシの捕獲強化につながるかということを検証するものとなっております。

方法としましては、まず、くくりわなを設置する前に、IoT機器であります通信機能付のセンサーカメラを置きまして、人の通行がないことを確認します。その上で、くくりわなを架設し、架設に当たっては、周辺に注意喚起の看板を十分に設置した上で、わなの近くにIoTを設置しまして、人の通行が確認される場所におきましては、そのまま

撤去するという方法を講じることとしております。

さらに、くくりわなにも、掛かったイノシシが動くことができる範囲を抑制する工夫としまして、その安全性と捕獲効果について検証することとしております。

今年度はこれまでに、実施予定箇所を再度、調査を行いまして、住宅地と森林の境界部とか公道、登山道などから30メートル以内には、くくりわなを設置しないという基準を設定した上で、イノシシの痕跡のある場所や人の入り込み数の多いエリアを確認しまして、安全かつ効果的に捕獲を行うことができる場所を抽出したところでありまして、今後予定箇所の土地所有者や自治会長さんなどの同意を頂いた上で、自治会長さんには、地域の住民の方への周知もお願いしまして、年明けの早い時期から1か月間、捕獲作業を実施する計画となっております。

なお、捕獲作業に当たりましては、眉山周辺に出没するイノシシから豚熱の感染が確認されたということから、国が作成しました防疫措置の手引に準じた処置を行いまして、周辺住民の安全対策を行って、豚熱のまん延防止対策に、今後も万全を期することとしております。

また、検証の結果、安全かつ効果的に捕獲ができるという確認ができれば、この捕獲方法を徳島市をはじめ、県内市町村への普及を行いまして、市街地のイノシシの低減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 福山委員

私も結構、地元の方々といろいろ話す機会があるんですが、本当にイノシシも慣れておるのか知りませんが、なかなか捕れないということを知りますので、くくりわなで地元の住民の安全性を高めていただきながら、効率的、効果的に捕獲を進めていただきたいと思います。

そして、この結果が良ければ、県内市町村でも、どんどん進めていただいき、イノシシの捕獲に力を入れていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 喜多委員長

午食のため休憩いたします。(11時56分)

#### 喜多委員長

それでは再開します。(13時02分)

どうぞ。

#### 吉田委員

幾つか質問させていただきます。

午前中の質疑で、山田委員から火力発電についての質疑もあったんですけども、これに関連して、その気候変動の専門家の団体というかNPO法人で、気候ネットワークというのがあったので、ちょっと御紹介したいんですけども。先日、共同通信の記事で、この気候ネットワークの理事の平田仁子さんが、イギリスBBC放送の社会に影響を与えた100人の女性2022年に選ばれたということで、報道がありました。彼女は昨年、ゴールド

マン環境賞というのを受賞してしまっていて、これは、環境のノーベル賞と言われていて、日本人では23年ぶりの受賞ということなんですけれども、彼女の功績として、火力発電所の新設を市民運動によって、17件中止にしたということが、大きく世界で評価されています。

御答弁の中で、電力会社も脱炭素に向けていろいろ検討していて、アンモニアや水素の混焼ということでお答えになったと思うんですけれども、このアンモニアと水素の混焼は技術的にまだ未確定で、もし確定したとしても2割しか入れられないということで、時間も掛かり、しかも、ものすごく高くなるということ、技術開発が2030年にはとても間に合わないということ、脱炭素という面でも、例えば、天然ガスに変えたほうがもっと節減できるのに、2割しか削減できないということで、三拍子そろって、余りよろしくないのではないかというような評価が、世界の環境先進国では出ております。日本政府がやろうとしているので、ちょっと遠回りになって間に合わないし、日本のほかの技術も、これで遅れるのではないかという心配を私自身はしておりますので、山田委員の質問に付け加えて、意見を述べさせていただきたいと思えます。

それで、質問なんですけれども、岩佐委員から、出力抑制についての新しい電力網の整備ということで、委員会でも意見書を出すことになったんですけれども、風力と太陽光がこれからどんどん伸びていかなければならない、伸びしろがある部分なんですけれども、変動性の自然エネルギーということで、出力制御が行われます。この制御された部分を水素に変えて貯蔵したり、運搬したりということで、水素の出番がやって来るんですけれども、その水素は、新しい電力網の整備の重要な役割を果たすと言われていたような扱いがヨーロッパでは主流になっています。

水素自動車とか、今回、予算計上されているフォークリフトの水素というようなものは、水素のデモンストレーションにはなるかもしれませんがけれども、本質ではないと私は思っています。

これから徳島で太陽光発電や風力発電を推進するというので、風力発電は、なかなか場所が難しく、洋上風力の阿南沖というのも今後期待したいんですけれども、県がこの度推進していますように、屋根置き太陽光発電、県が今、どんどんやるべきことというのは、それだと思えます。

山田委員が聞いていただいた現在のPPAの件数なんですけれども、11月30日、18件ということです。全戸数が徳島県で16万6,000戸で、今、太陽光パネルが乗っているのが4.8パーセント、8,000戸ぐらいということで、どんどん増やして行ってほしい中で、18件ということで、大丈夫かなと心配にもなってくるんです。県は、初期投資ゼロで太陽光発電設備を付けられるというリース方式というのをこれからやっていくということで、それが18件ということなんですけれども、これ以外の初期投資の要らない方法が、報道でもなされていたんですけれども、初期投資の要らない方法、県がやっている以外の方法で、どんなものがあるのか、その仕組みについて説明をお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、県がやっているPPA以外の初期費用ゼロということで、どういったものがあるかという御質問を頂きました。

吉田委員おっしゃるのは、恐らく、徳島新聞に掲載された太陽光PPA広がるという記

事を御覧になってと思うんですが、県内の事業所におきましては、大規模な屋根がありまして、そこを活用して太陽光パネルを設置して、自家消費するという取組が拡大しているという状況でございます。やはり、企業も、環境に配慮した取組ということで、そういったところを重視している点から、企業自ら、太陽光発電を自家消費するといった取組、初期費用を低減してやっていくという取組が進んでいる、そのように認識しております。

吉田委員

もう少し詳しく説明していただきたいんですけども、県がやっているのは、10キロワット未満の個人住宅のPPAでよかったですよね。企業がやっているのは、それ以上の事業所などで行うというほかは、県がやっているPPAと同じ仕組み、そう捉えてよろしいんでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

吉田委員おっしゃるように、県がやっているのは10キロワット未満という、主に個人住宅、それから小規模な事業所を対象にやっております。企業、それ以上の大規模な事業所につきましては、事業所自らが、電気事業者に問合せをするなりして導入しているというところがございますが、仕組みとしては同じであります。ただ、屋根に置くか、あとオフサイトというのがあります、離れた所から太陽光で発電して、電力を自家消費するという、そういった仕組みであると承知しております。

吉田委員

いずれにしても、官民一体となって広げていくことが重要だと思うんですけども、この18件の。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

申し訳ございません。PPAの私の説明が不十分でした。

とくしま太陽光発電初期費用0円事業としまして、山田委員にも御説明しましたけれども、一くくりでPPA事業者登録制度ということで、PPAという名前が前面に出ていますが、少し説明させていただくと、PPAとはパワー・パーチェス・アグリーメントの略で、電力販売契約でございます。これは、発電設備の所有権をPPA事業者に留保して、需要家が発電電力を購入して自家消費するというもので、一般的に第三者所有モデルと言われております。この場合は、売電は発電事業者が行い、需要家は売電は行いません。

一方で、リースモデルというのもございます、それは、需要家がリース事業者に対して、月々のリース料金を支払います。そして、発電した電力は全て需要家のものになるというのが、PPAとの違いでございます、需要家のほうは、その発電した電力を自家消費、それから余剰電力を売電するというのも可能でございます。

もう一つ、屋根貸しというのもございます、これはもう、単なる住宅所有者が、事業者に対して屋根を貸して、事業者が電力を販売して収入を得ると。所有者に賃料を支払うという仕組みで、そういったモデルがございます。

吉田委員

その3種類の方法があるということなんですけれども、県が進めているPPAにしても、こういう事業者の方式にしても、案外まだ周知されていないのが現状で、身近な人も太陽光発電したいけれど、県がそういうのをやっているということ、もうほとんど知らないような現状なので、これからどんどん周知を徹底していただきたいと思います。

県の今の契約、県の指定した事業者で、18件の契約が取れているということなんですけれども、このパネルのみと蓄電池のみ、それと3番目に蓄電池とパネルのセットという方法が3通りあるということだったんですけれども、内訳が分かりましたら教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

今、18件の契約実績のプランの内訳ということでございますが、現状では、太陽光パネルのみの設置のプランとなっております。

吉田委員

はい、分かりました。

それから、この屋根置き太陽光発電を進める上で、今、御説明いただいたやり方以外に、自分で従来どおり設置するというのもあると思うんですけれども、これについては、山田委員が補助金をやっているところがあるということで、お答えもあったんですけれども、この御自分で設置するというのも、十分メリットがあると思うんです。メリットはあるけれども、初期投資があるので、そこのところがネックになっていると思うんですけれども、今後広げていく上で、今年度ではなく、来年度からの県の仕組みとして検討してほしいんですけれども、その初期費用を無利子か低金利の融資でできるようにしてもらって、多分、太陽光パネルをつけた分の電気代が、毎月必ず下がっていくんです。10年ぐらいで返せるぐらいの金額より、もっと今、だんだん短くなっているかなと思うんですけれども、県として、そういう制度を研究、検討をして、来年度に是非導入していただきたいなと思ったんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、太陽光発電設備導入の際の低金利、無利子の融資制度を検討してもらいたいという御質問を頂きました。

今現在、電気料金が高騰しているという中で、太陽光パネルの設置というのが、やはり自家消費できるという大きな利点がございまして、それについては追い風になっているところでございますが、円安の状況もございまして、なかなか直ちに急拡大には至っていないところでございます。

ただ、県といたしましても、この自家消費型太陽光発電設備というのを、導入拡大するために、今後とも現在のPPA制度等を活用しまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。おっしゃる融資制度につきましても、来年という確約はできませんけれども、研究してまいりたいと、そのように考えております。

吉田委員

よろしく申し上げます。

今後、太陽光発電の伸びが、本当に脱炭素の鍵になると思います。

屋根置き太陽光発電が、ほかの脱炭素の電力、水力も含めて、火力の天然ガスとか、原発の延長とかも含めて、雇用効果も高い、経済効果がすごく高いというデータも、先日勉強会でお聞きしましたので、進めていってほしいと思います。

20年ぐらい前に、再生可能エネルギー率は、ヨーロッパの今の再生可能エネルギー先進国と日本は、大体同じぐらい、10パーセント台だったのが、この20年で、徳島は3割近く、3割ぐらいいっていたと思うんですけども、進んでいるドイツとかデンマークとかは、40パーセントになって、日本は平均したら、20パーセントぐらいなんです。大きく後れを取っていて、パネルも20年前は、京セラとか日本の企業が世界のトップレベルであって、風車の企業とかも頑張っていたのが、もう20年ですっかり世界に後れを取ってしまったということがあります。その後れを取り戻すために、また新しい産業を起こしていかなければいけないという点からも、脱炭素の主力の太陽光発電の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、みどりの食料システム戦略について、資料が出ておりますけれども、これについて、お聞きしたいと思います。

小松島市の学校給食について、午前中に山田委員が聞かれたんですけれども、10月から3月までの13校の小・中学校の内容。米飯を全て有機米にするというので、素晴らしいと思うんですけれども、昨年この委員会で、こういう給食にみどりの食料システム戦略から予算を出していっているの、是非これを徳島に取ってきてもらって、実現してほしいということを要望しておりました。それが、小松島市はもともと、JA東とくしまとか有機米に力を入れていたという地盤があったので、まず実現できたということで、うれしく思います。全部国費で878万円という御報告も頂きました。まだ国はこれを推進するので、今後の予算も付けてくれるのではないかなという予想もできるんですけれども、これを是非、徳島県で横展開していただきたいという思いがあります。ビオトープ米とかをやっている鳴門市でもならないかなという希望も持っているんですけれども。その横展開をするに当たっての、先ほど午前中の御答弁で、いろいろな市町村と協議したりしているけれども、たくさんの方のステークホルダーの参加の下で、総合的にやっていかないといけないというのが難しいところがあるというようなお答えもありました。

繰り返しの質問になるのかもしれませんが、その辺の横展開するための県の取組について、再度お伺ひしたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま吉田委員より、有機栽培の取組における小松島市以外の取組、横展開というところで、御質問いただいたかと思ひます。

午前中の山田委員に対してもお答えさせていただいた内容と重複する部分もございますが、小松島市も含めまして、昨年度より市町村に対して、事業を広く周知してきたところでもございまして、個別に市町村への提案や働き掛け、そして市町村からの相談対応を行い、調整を進めてきたところでございます。しかしながら、やはり先ほど吉田委員お話のとおり



り、生産だけでなく流通、消費、あらゆるステークホルダーの参画を踏まえた中での地域ぐるみでの一体的な取組が必要というところで、自治体での速やかな構築は困難という状況だと聞いているところでございます。

そういったことから、複数の市町村が、今年度の事業実施を見送ったという経緯があるところではございますが、事業の取組に関する相談というのは、引き続き受けているような状況です。実施体制、いわゆる生産、流通、消費、あらゆるステークホルダーの方々の参画による構築、そして品目や地域、どのような技術が要るかというような、そういった取組内容について、検討を今、進めていただいている状況でございます。

今年度、事業を実施しています小松島市だけではございますが、有機農業の更なる面的展開に向けまして、来年度以降も関係機関と連携しながら、他の市町村におきましても、国の事業をしっかりと活用できるよう、まずは小松島市の取組事例の情報共有、あるいは全国的な情報もしっかりと情報収集しながら提供できるよう行いながら、しっかりとサポートを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

吉田委員

全国的に、給食を通じて有機的な農業、エシカル農業などが広がっていったところの例をいろいろと勉強すると、やはり始まりは、いろいろなステークホルダーが参加しての協議会ができるところから始まっているようです。今、相談を受けているということで、積極的に対応もしていただいているようですけれども、各地に協議会が立ち上がって、次に進んでいくという体制を是非、県でフォローしていただきたいと要望したいと思います。

これに関連してなんですけれども、この県の基本計画の素案にもありますが、給食を何で言うかという、やはり食料自給率を、地球にも人間にも健康な、できるだけ有機に近づいたものに変えていって、自給率を高めるというのが目的で、給食が突破口ということなんですけれども、先ほど徳島県の食料自給率の御紹介もありました。

これは、ちょっと細かい質問なんですけれども、徳島県の食料自給率がカロリーベースで40パーセントだったんですかね。生産額ベースで百十幾らかだったと思うんですけれども、生産額ベースというのは、輸出した額が含まれているんでしょうか。分かりますか。

平島農林水産政策課政策調査幹

生産額ベースでの食料自給率の内容についての御質問でございます。

生産額ベースにつきましては、分母となるものが、全国の食料消費仕向額を当該県の人口に案分して算出しているものでありまして、ちょっと輸出とか、そういうようなものは含まれないと認識をしているところでございます。

吉田委員

徳島県独自で積み上げではなくて、全国の額を案分しているということだったんですけれども、その全国の中には、日本の食料の輸出額が入っているんですかね。

平島農林水産政策課政策調査幹

詳細につきまして、また資料をまとめて後ほど御連絡したいと思います。

吉田委員

はい、分かりました。また教えていただきたいと思います。

質問したのは、近年、食料の輸出が徳島もすごく伸びて、年々伸びてきているとお聞きしていますので、それがもし分母に入るのであれば、正確な、県民が食べている物の中の国産にはならないかなと、単純にそう思って聞きました。また後で教えてください。

徳島の食料自給率は、40パーセントということなんですけれども、10月22日だったか、JAとかが主催した食料安全保障のシンポジウムが行われて、農林水産部局の部長をはじめ皆さんに出席していただいて、寺井委員も御登壇いただいたり、イベントがあったんですけれども、その中の基調講演をされた鈴木先生が、食料自給率4割といっても、種とか飼料、餌とかを考慮した食料自給率は、日本は10パーセント前後になるというような発言をされております。世界情勢から食料安全保障は本当に大事だと思うので、これを上げていきたい。上げていきたいし、化学肥料の中のリンの枯渇も、ずっと言われていて、ドイツなんかでは、もうリンを回収しないといけないことが法律で義務化されたりしています。

この肥料の高騰対策事業で、県もいろいろと補正予算とかも組まれてやられておりますけれども、この肥料の国産化について、現在の取組を教えてください。

宮崎経営推進課副課長

ただいま吉田委員から、肥料価格高騰対策事業の状況についてでよろしかったでしょうか。御説明させていただきます。

肥料原料の輸入価格が高騰しております中で、令和4年度6月補正予算にてお認めいただきました肥料価格高騰緊急対策事業につきましては、国の肥料価格高騰対策事業と一体的活用を行うことで、堆肥の活用や有機質肥料の導入など、化学肥料の低減技術に取り組む農業者に対し、国の事業と県の事業を合わせて、肥料コスト上昇分の8.5割を支援するものでございまして、事業の申請については、秋肥、11月から5月に使う肥料なんですけど、受付期間が10月28日から12月16日までとなっております。現在、JAや肥料販売店26件から申請がございまして、現在、審査を実施しているところです。

この事業は締切りがまだなので、今後、JAや肥料販売店において、まとまって申請が出てくる見込みと考えております。今後とも、関係機関との連携を高めまして、農業者の皆様が安心して農業に取り組んでいただけるよう進めてまいります。

肥料高騰対策につきましては、先ほど吉田委員からお話がありました、リンなどの回収とかが県外では進んでおります。未利用資源の肥料としての活用につきましては、下水汚泥の活用に向けた動きがございまして、化学肥料原料のほとんどを海外に依存している中でございまして、こういう動きを、県外における下水汚泥を活用した肥料化等の事例についても情報収集してまいります。

吉田委員

6月補正予算で堆肥を有機質に変えるということで、今、申請が集まりつつあって、今後も申請が見込まれるということで、どんどん進めていただきたいと思います。

また、ちょうど今週のNHKのおはよう日本でやっていたんですけれども、今、御答弁いただいたリンの回収というのが、神戸市の下水道汚泥でやっているという紹介であるとか、稲作農家と酪農家が連携して、稲わらを餌にするために販売して、有機堆肥を酪農家が稲作農家に販売するというような連携も、肥料の高騰で経済性も高まってきているということで、今後はこういうことがどんどん行われていってほしいと思います。御答弁にも、そういう情報をキャッチして、進めていきたいということだったので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと最後の質問なんですけれども、森林環境譲与税について、お聞きしたいと思います。

森林環境譲与税については、先日報道で、県は執行率100パーセントということで、頑張っているということなんですけれども、県として、どのような事業に取り組まれているのかということ、改めてお聞きしたいと思います。

後藤スマート林業課副課長

ただいま吉田委員より、森林環境譲与税の県の取組状況について、御質問を頂きました。

今、吉田委員がおっしゃったとおり、県の森林環境譲与税の執行率は100パーセントとなっております。現在、県では、この譲与税を活用しまして、市町村が行う森林所有者の意向調査や、森林整備等の基礎データとなる森林GISの整備、提供を行っております。

二つ目には、林業アカデミーの運営、支援などによる森林整備の担い手となる人材の育成などの取組を実施しております。

吉田委員

それでは、市町村の取組なんですけれども、森林の面積にも差があるので、執行率が様々になっているんですけれども、余り取組まれていないところもあるようで、そういうところへの県のフォローというか、そういうことはなされていますでしょうか。

後藤スマート林業課副課長

ただいま吉田委員のほうから、森林環境譲与税における市町村へのサポート体制について、御質問を頂きました。

森林環境譲与税は、市町村が主体となって行う新たな森林管理システムの財源として、令和元年度から市町村及び県に譲与されることになりました。これまで、市町村に対する県の指導状況としまして、平成30年5月から24全ての市町村とともに、とくしま森林経営管理協議会を設置し、林野庁のアドバイザー等を招いて情報提供を行うとともに、県、市町村との情報共有を図っております。

また一方、全国的に環境譲与税の執行率が低いということ踏まえまして、本年6月には、総務省林野庁から、全国の具体的な取組事例が示されておまして、県ではこれを基に、市町村への説明会の開催や個別訪問等を行ってきました。

このような中、令和4年度、市町村に更に8.6億円が配分されておまして、当課の現在の聞き取りでは、うち8.2億円、約95パーセントが執行されている見込みです。

さらに来年度は、林業の専門職員がいない市町村職員に向けて、林業の専門知識を取得する研修等を計画しております。今後とも、森林環境譲与税の適切な執行に向けて、市町

村への働き掛けを強化していきたいと思います。

吉田委員

報道では、市町村の執行率56.9パーセントという、ちょっと残念な数字が出ていたんですけれども、今、御答弁いただいたような県の様々な取組で、今年度は95パーセントぐらいになる見込みということで、大変良かったかなと思います。

今後の展開なんですけれども、県は今後、この森林環境譲与税を使って、どのような取組をされるのか、もし新しいことがあったらお聞かせ願いたいのと、2024年度から森林環境税が一人当たり1,000円とお聞きしているんですけれども、こうなった場合の県への税金の収入というのが、これまでと大きく変わるのか、変わらないのかということがちょっと気になりますので、お願いしたいです。

後藤スマート林業課副課長

森林環境譲与税における県の今後の取組状況なんですけれども、県につきましては、今行っていますGISの整備は、森林の基礎情報になるものですので、それが市町村の基礎情報にもなっていくしますので、これは継続的にやっていきたいと考えております。また、人材育成につきましても、とくしま林業アカデミーと、まだまだ後継者の方が少なく、十分足りている状況ではないので、これにつきましても、更に継続して強化していきたいと考えております。

先ほど、ちょっとお伝えしたんですけれども、新聞にも出ていましたけれども、やはり市町村にとって、林業の専門職がないというのは、この森林環境譲与税を執行する大きな課題になったりもするので、来年は県が主体となって、そういう職員向けの研修会も開催したいと考えております。

もう1点、令和6年度から、森林環境税ということで、国民一人当たり1,000円を御負担いただいて、この森林環境税が新たに運用されていくわけなんですけれども、国は今、その配分の見直しを議論されていると。これは、森林環境譲与税の配分額の要因が、人工林面積あるいは林業就業者数、もう一つが人口、この三つの要因によって、全国の市町村に配分されているわけなんですけれども、今、この比率の見直しについて、国のほうで議論されていますので、その動向を注視しながら、適切な森林環境税の実施に向けて、情報収集等を行っていききたいと思います。

吉田委員

今、制度は設計中ということなんですけれども、徳島は総額がなるべく今以上のものになるようにというような働き掛けができましたら、お願いしたいと思います。

あと、小さい、細かい質問なんですけれども、市町村でも95パーセント以上というので、余り残されたところはないかもしれないんですけれども、この使い方について、県産木材を活用した住宅の推進であるとか、バイオマスの推進であるとか、そういうものも、これは使用に適しているものなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

後藤スマート林業課副課長

こちら、先ほども、ちょっとお話ししたんですけれども、本年6月に、総務省と林野庁から各市町村向けに、こういう使い方ができますという具体事例が出ております。その中では、一つのメニューとして、木材利用という分野がございまして、施設の木造、木質化が支援の対象だということで記載があります。

吉田委員

そういう研修会とか、モデルケースを紹介していただいたということで、分かりました。よろしくお願いたします。

平島農林水産政策課政策調査幹

先ほど、吉田委員からの生産額ベースの食料自給率の中で、1点訂正させていただきたいと思います。

計算式の方式で、先ほど申しました全国の食料消費仕向額全体を当該県の人口で案分したものが分母でございまして。分子は、各都道府県の食料生産額となっております。そこに、輸出額が含まれるかどうかは、もう一度調べて、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

寺井委員

先ほどから、岩佐委員、それから山田委員、吉田委員が、みどりの食料システム戦略について、いろいろ議論も出ていますけれども、まず大体同じようなことなんですけれども、その中で、数値目標が出ていますよね。例えば、化学農薬使用量の低減が10パーセント、それから、化学肥料使用量の低減が20パーセントということになっていきますけれども、御存じのとおり、日本の農業といいますか農家の皆さん方は、土地生産性を求めて今、頑張っているんじゃないかと。欧米は、いわゆる労働生産性を言われているわけなんですけれども、果たして、その20パーセントの肥料をカットして、現状の生産ができるのか、お聞きしたいです。

平井農林水産部長

これまで、寺井委員お話のとおり、日本の農業につきましては、いかにこの耕地を有効活用して生産性を高めていくか、そして収益性を高めていくかということで、皆様が知恵を出し合い、その血のにじむような御努力を積み重ねてこられた結果が、今日の状態であるということを承知しております。その上で、非常に安全安心な生産品が国内外に提供されている状況でございまして、やはり2050年の世界の目標でございましてカーボンニュートラル、それに向けましては、農業分野、農林水産業分野においても、環境負荷の低減にこれまで以上に取り組む必要があるのではないかと、それは、ひいては農林水産業の持続的な成長、発展につながり、食料の安定供給にもつながるのではないかと、そのように認識しているところでございます。

国におきましても、寺井委員からお話があったような高い数値目標を設定しているところでございまして、それが、現時点で達成可能なかどうか、それは約束されているものではないというように承知しております。それに向けましては、やはり、生産力、

収益力の向上と、持続可能性、その両立をいかに図っていくのか、そのためには、イノベーション、品種改良でございますとか、あと、働き方改革も含めての様々な分野でのイノベーション、それが不可欠であると。この度のみどりの戦略においても、国の戦略、そして県の戦略においても、その必要性、関係メーカーとも一緒になって、そこは開発をしていきたい、そういう精神を入れているところでございます。

#### 寺井委員

総合的にはよく分かるんですけども、現実には、私も一農家ですから、現場の声としては、やはり20パーセントのカットはなかなかきつい。しかも、農家は今は限界ぎりぎりの世界で作っているのに、更に20パーセントというのは、収量に影響してくると、私は思いますよ。

あとですね、その補足分で、先ほど吉田委員も言われたように、畜産をですね、いろいろ廃棄物を使って、それが肥料になっていくんだという話もあるけれども、徳島県としては、本当に、全国でも今、御存じのとおり、酪農が大変になっている。それから、いわゆる肥育の肉でも、飼料代がすごい上がってきて、大変になっている時に、徳島はこの計画に乗ってやるだけけれども、畜産との関連、バランスはどうなるのかと思うんですね。

私どもの近くでは、畜産農家は1軒ですよ。そうしたら、今までに、お米の転作とかについてですね、例えば、WCSであったりするのに1軒だと参加できない。農家はしたいのに、それに参加もできないという中でやっているわけですよ。しかも、これがこういうふうになってきている中で、耕畜連携がうまくいかないと、そういうようなものにもつながっていかないのかなと思いますけれども、徳島のこれからの畜産はどういう方向で進んでいくのか、教えていただきたい。

#### 平井農林水産部長

これからの徳島県の農林水産業を持続可能なものにしていくためには、おっしゃるように耕畜連携、その重要性が更に増しているというように承知しております。今年度になっても、多々御指導いただきました米価低迷対策を図る上でも、この畜産、それと農業と、より一層の連携強化が必要であると改めて認識したところでございます。

そういう中で、今、非常に畜産経営は、厳しい局面に入っていると承知しておりまして、配合飼料の高騰でございますとか、こちらはウクライナ危機に伴うものでございまして、あと、粗飼料についても同様の状況でございます。

今、営んでいただいている皆様に、この危機を何としても乗り越えていただく、そのために県議会にも御理解賜りまして、迅速に、国のセーフティネットもございますけれども、それを大きく補完する形で、配合飼料の高騰対策も5月、9月ということで、タイムリーに実施をさせていただいているところでございます。まずは、今の酪農農家をはじめとする畜産農家さんも、いかに今の危機を乗り越えていただくか、そこをまず、一生懸命に取り組んでいるところでございます。

その上で、やはりこの地域の農業の循環を確保していくためには、冒頭、お話がございました耕畜連携の強化は非常に重要と思っております。そのために、現在もその推進組織がございまして、あと、米作の対策としては、生産の交付金もあるわけでございますけれ

ども、それら様々な対策を総合的に活用しながら、その連携強化をしっかりと図っていきたいと思っております。

#### 寺井委員

耕畜連携をしっかりとやってほしいので、畜産のほうもしっかりと支援をしてほしいなと思うんです。例えば、堆肥を使ってという話があるんだけど、私が毎日ここへ出勤して来る時に、吉野川の堤防から見たら、ちょうど国府のあたりですかね、長谷川牧場が堆肥置場をこしらえて、自由に使ってくださいという施設があります。それは見事に、いっぱいたまってもすぐ無くなっていく世界で、本当にすばらしいなと思います。こういうものを、徳島県内に配置できるのかということも、お聞きしたいと思います。そうしないと進まないんでね。せつかくすると言ったって。

#### 林次世代農業室長

ただいま寺井委員より、堆肥置場の設置について、御質問いただいたかと思えます。

堆肥につきましては、環境面、生産を円滑にする上では、土作りと物理性の改善等、あるいは循環農業を進める上で、非常に重要な有効資源であると考えているところでございます。

一方で、堆肥置場の設置につきましては、ちょっと直接的な所管ではない部分ではございますが、いろいろ法律にまたがる環境的な部分から、非常に制約があるということも認識しているところでございます。

ただ、一方で、今、固有名詞を出していただきました長谷川牧場の御自由にお取りくださいという堆肥の部分は、非常に有効な手段ということも認識しているところでございますので、関係部局とも連携しながら、こういった形で、そういう仕組みができるか等については、研究等をしてまいりたいと考えているところでございます。

#### 寺井委員

これからの検討課題になるのかなと思いますけれども、そういうことがきちんとやれないと、これから進めようとするみどりの食料のシステムについても、展開はしていかないと。だから、やはりその地域地域にそういうことが対応できていく世界を創らないと、なかなか難しい話になってくるのかなと思いますので、その点も積極的に進めていただければと思っております。

もう1点、先ほどから話が出ておるわけですが、皆さんも御存じのとおりだと思いますけれども、お米作りの10アール当たりの経費がどのくらい要るかということが農業新聞のほうに出ておりましたけれども、全国平均が12万8,000円と。これはもう水も土地代も全部含めて、自分の労賃も含めてですよ、12万8,000円要るらしいです。四国は、実は14万9,000円要るんだと。現状の米の価格は、今年の農協の渡しが8月に出荷した人で、5,600円か5,700円。ということは、西日本の平均というのは、大体3石と言いまして、15俵取れているんですよ、30キロで。そうすると、仮に6,000円にしても、15俵だと9万円。経費の12万8,000円には、はるかに届きません。

そして、実は先ほどから出ている有機栽培。これは、経済委員会が木更津市へ視察に行った時に、有機米が大体30キロ1万円と言われております。ですから、その差額は普通に売

る場合と4,000円から5,000円の差があるわけですよ。だから、有機栽培をやってみようかという人もいるのかなと私は思っています。有機栽培が広がって、みんながたくさん作るようになると、果たして、その価格は保てるのかと。その差が余りなくなってくると、そんなに余分な労力を突っ込んでやるのかという話になってくる。

その上に、子供さんの給食に有機米を使っている。私も実は2町ほど米を作っていますから、その身から言いますと、我々が作っている米は、何か悪いのかと。子供たちに本当に有機栽培の良いお米を食べさせる。これはよく分かるんですけども、では、今、日本で生産されている米のほとんどが、きちんとルールがありますから、そのルールに従って米作りをやっているわけですよ。子供たちが家へ帰ったら、御両親に、昼は有機米を食べているんだけど、お父さんたちが食べている米は違うのかと、そういう質問をされるのではないかなと思います。そのときに、お父さんはどうやって答えたらいいのか、お聞かせ願いたい。

#### 林次世代農業室長

ただいま寺井委員より、有機米、そして慣行栽培につきまして、御質問いただいたかと思えます。

有機米につきましては、寺井委員お話のとおり、非常に手間暇が掛かり、そして農薬、肥料が削減できる一方で、現時点の技術におきましては、除草作業でありますとか、あるいは収量性、そういった観点からも、生産を安定させる上では、非常に厳しい部分があると思っております。

一方、慣行栽培におきましては、収量性、そして品質が非常に安定したということで、現時点での技術等を駆使する中では、非常に経営安定につながるということで、非常に有効な手法だと認識しているところでございます。

お米の品質等の違い、お父さんが家に帰ってというようなお話もあったところではございますが、私の個人的な見解にはなりますが、やはり有機、そして慣行栽培を食べ比べても、なかなか大きな違いというのは、非常に分かりにくい部分があるかと思っておりますが、一方で、その環境に配慮した取組という価値、そして意義は非常に大きい部分であると考えているところでございます。

環境に配慮した取組を進めるとともに、現行の技術では非常に難しい部分もございまして、やはり現時点では、両面をにらみながら進めることで、農業者の経営安定につながっていくものと認識しているところでございます。

#### 寺井委員

分かりました。両方進めなといけないのですけれども、知っておいてほしいのは、私も先ほど言いましたように、2ヘクタールほどお米を作っております。半分は飼料米で、半分は食料米の世界ですけれども。栽培するに当たって、農薬規制等々がある中で、私が作っているのは、平均の3石ぐらい取っているんだけど、実は除草剤1回と、田植をした時のオンコルという農薬を1回使うだけですよ。有機栽培とどれだけ差があるのかなという感じもしないではないけれども。やはり有機栽培は、草が生えたら大変だということがあるから、除草剤を使うわけですけれども、現実、今作っている人は、一つの農薬使用の



ルールとか、そういうものにきちんと当てはめた中で、そういう努力をしながら作っているんですよ。だから、簡単に学校給食に使うのはいいんですけども、普通のお米も、それだけ安心だという世界もきちんとやってくれないと、と私は思っています。そういうお米をたくさんの方が作られているので、その現況をきちんと消費者に伝えてほしいと思います。

先ほども言いましたように、現実には、なかなか、お米を作っても、もうみんな赤字ですよ。その中で、一生懸命作っているんですよ。だから、作っている人たちの気持ちを十分分かってほしい。そのために、やはり消費者の理解が一番なんです。先ほども、岩佐委員がおっしゃいました。本当にもう消費者にどうアピールしていくか、どう理解していただくかをきちんとやってもらわないと。食料の自給率なんて、今、数字が入っていますけれども、もうすぐ、もうここ四、五年でがたと落ちますよ。それで、徳島の農業はいけるのかと、私は思っておりますので、本当に一番大事なものは、消費者の皆さんに、多分、今言っている有機米だったら、9,000円、1万円で買う人がいるわけですから、そのあたりをきちんとやっ、本当に現場が大変だというその世界を伝えていただいて、しっかりとやっただけならば有り難いなと思っておりますので、これで質問は置きます。

#### 扶川委員

午前中から議論されていることで、気になることを先にお尋ねしておきます。

まず、食料自給率については、私もずっと経済委員会の時分から議論して、どうなっていくのか、目標に入れるべきだということで、「未知への挑戦」とくしま行動計画の議論の中でも入っていないではないかということも申し上げましたけれども、山田委員の質問に対して、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の中に入っているということで、食料自給率は41パーセントから45パーセントに、令和6年に上げると。それから、生産額ベースでは令和元年の114パーセントから令和6年は118パーセントに上げると。有機特別栽培面積は166ヘクタールから206ヘクタールに上げるという数字が入っています。

それは、それでいいんですけども、全体として、この食料・農林水産業・農山漁村基本計画も、それから今度のみどりの食料システム戦略も、この基本計画が令和3年のスタートですし、みどりの食料システム戦略は、国がベースを作ったのは、何年か前のことです。今年、ウクライナ以前の話がベースになっているんですよ。食料安全保障の観点というのが、十分反映されていないと私は思います。

飼料の件についても、この基本計画の中で、文言としては、国産の飼料を高めていくということはあるんですけども、数値目標がないんですね。

だから、今後、もっと真剣に食料危機がやってくるということを真正面に捉えた、県全体の総合計画なり、農林水産分野の基本計画なりを作っていないと、いざ大きな危機がやってきたときに、対処できないと思うんですよ。

今、寺井委員がおっしゃったことは、全くそのとおりだと私は思いますけれども、農家が苦しんでいるのは、基本的には米価が安いからでしょう。単純に言えば、価格保障をすればいいところがあるわけですよ。そのくらいしてもいい、ものすごく重要な分野なんです。根本は、そういう位置付けを国がしていないのが問題なので。県としても、もっと位置付けを高めて、何とか農業を守って、これも過去に議論してきましたけれども、耕地

面積は減る一方、就業人口も減る一方。それで食料を守れるわけがないではないですか。自給率が上がるわけがないではないですか。今、寺井委員がおっしゃったように、がくつと落ちますよ、このままでは。もう少し真剣に危機感を持って取り組むべきだということをお願いしたいので、何かコメントを頂けませんか。中間見直しをしていただきたいと思います。

#### 平島農林水産政策課政策調査幹

先ほど、食料安全保障の観点からも、この計画を考えるべきではないかと御質問を頂きました。

みどりの食料システム戦略につきましては、食料システムと名前が付いているんですけども、調達、生産、流通、消費と、ぐるっと回った一体のものをシステムというふうに、法律のほうで明記されておりまして、その中で、いかに環境負荷を低減していくのかということをお話したものでございます。

一方で、食料自給率につきましては、食料・農業農村基本法という法律がございまして、そちらの中で目標を掲げて、高めることとなっているところでございます。

現在、国におきましても、ウクライナ危機事象以降、食料安全保障の観点から、議論されていると聞いております。今後とも、その議論の行く末を注視しながら、適正なときに国からの指示、ガイドライン等を踏まえまして、徳島県の現計画というのを考えていきたいと思っております。

#### 扶川委員

そうしないと対処できないと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。それはそれでいいです。

あと、午前中の議論の中で、福山委員のイノシシの質問ですが、私の所も、何度も報道されましたけれども、結構出ておりまして、新しく、このくくりわなを活用してイノシシをたくさん捕獲できるような実証をやると。すばらしいことで、是非やっていただきたいですね。

ただ、カメラを設置したり、くくりわなを設置したりする費用について、行政として支援していくのかどうかだけ、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、カメラ等の費用についての御質問を頂きました。

有害鳥獣の駆除につきましては、市町村が主体となって事業を行っているところでございますけれども、国の交付金につきましても、市町村に交付して実施しているところでございます。

そうした中で、センサーカメラ等につきましても、補助対象となる場合については、支援されることとなりますので、そういったものを活用して、有害鳥獣の駆除に取り組んでいただければと考えております。

#### 扶川委員

是非そうしていただきたいと思います。

それから、従来の箱わなについても、私と一緒に活動している町議会議員がハンターの資格を持っているんですけども、箱わなは10万円で買えない、高いのでどうしようかと言っています。こんなものにも使えるのであれば、また教えていただきたいと思うので、後で結構ですから、資料をください。私は、お金を出して買ってあげようかとまで言ったんですけども、そこまでしなくても、県がやってくれるんだったら、是非補助してほしいと思います。

それからですね、広域ごみ処理施設整備の問題で、これ、市町村がやっていることなんで、意見を申し上げて、ちょっと要望するだけですけども、徳島市を中心に、広域ごみ処理施設の整備事業の連絡会議が解散しましたけれども、徳島市を除く市町というのは、単独で整備すれば、人口的な問題で、環境省の交付金が受けられなくなると聞きました。ほかに交付税措置とか、ほかの自治体でも単独でやった場合、補助金もあるのではないかなと思うんですけども、ちょっとその仕組みを教えてください。

松本環境指導課長

ただいま、広域ごみ処理施設につきましての交付金のお話がありました。今、扶川委員お話のように、一般廃棄物の処理というのは、施設整備も含めまして、市町村の自治事務でございますので、各市町村の責任において実施されるべき事業でございます。

また、広域処理につきましては、様々なメリットも考えられるというところがございます。また、県としましては、関係市町から要請がありましたら、広域処理に関するいろいろなアドバイスもしていくというところがございます。

今、広域化する際の交付金のお話だったと思いますけれども、これにつきましては、環境省からの循環型社会形成推進交付金というのがございます。この循環型社会を形成する交付金は、面積要件、それと人口要件というものがございますが、あと、それ以外にも、過疎地域におきましては、別途交付金が出ることになっておりまして、今回でいいましたら、勝浦町がそれに当たると考えております。

扶川委員

人口要件は5万人ですよね。面積要件は幾らでしたか。

松本環境指導課長

ただいま、人口要件と、それからもう一つ、面積要件の基準につきまして、御質問がございました。

人口要件は5万人以上、面積要件は400平方キロメートル以上でございます。

扶川委員

徳島市以外に、幾つかの市町で、今後どうするのか聞いてみたんですけどね。当面は、既存施設の延命化を図るなどするしかないなという所が多いようです。いずれにしても、各市町が今後行う取組に対して、県としてしっかり相談に乗っていただきたいと思います。徳島市は、この3分の1の交付金を環境省からもらえるということですから、勝手に抜け

てしまうというのは、私も選挙区内に北島町がありますが、納得いかない思いをしております。

この際ですから、プラスチックごみについて、お尋ねをします。

今年4月1日から施行されたプラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律がありまして、市町村の分別収集と再商品化の促進が求められておりますが、県下の状況はどのようなになっておりますか。

松本環境指導課長

今、扶川委員からお話がありましたように、この4月からプラスチック新法が施行されております。具体的に各市町におきまして、新たに、このプラスチック新法に基づいての積極的な動きというのは、まだございませんけれども、県としましては、各市町に対して、いろいろ状況について、相談なりを受けていっているところでございます。

扶川委員

再生可能なプラスチックは再生するし、再生できないプラスチックは仕方ないから焼却して、サーマルリサイクル、熱回収するということをやってきたんでしようけれども、例えば、板野町や上板町も入っている中央広域環境施設組合のガス化改質炉というのは、プラスチックも燃やして炉の温度を上げて、発生したガスで発電機を回すという仕組みでしたが、最初のうたい文句どおりに発電できずに、助燃剤を投入して、更にCO<sub>2</sub>をたくさん排出するという結果になっております。

一方で、安定した技術が確立しているストーカ炉というのは、単純に燃やすだけで、サーマルリサイクルできません。中央広域環境施設組合で新たに建設するごみ処理施設は、トンネルコンポスト方式で、燃えるごみを発酵させて、その熱で乾燥させて、新たに利用できる固形燃料を作るんですね。それだけでは火力が十分でないのが難点のように思いますが、それでもまずまず評価できる方式だと思うんです。

これから、この東部の連絡会議が解体されてしまった後で、各市町が工夫した取組をすると思うんですけれど、このプラスチックの循環ということを、発生抑制はもちろんですけども、その点もしっかり、それぞれの町の計画、整備の中に盛り込んでいただくように、今から、県としても技術的な助言をしていっていただきたいと思います。いかがですか。

松本環境指導課長

一般廃棄物の処理施設に関しましては、先ほども申し上げましたように、各市町村の自治事務とされております。そして、また各市町村から、様々な、例えば施設につきましての構造上の問合せ、あるいは、先ほどもお話ししていただきました交付金の問合せ、そういう相談がまいりましたときには、各市町村に対して、技術的な支援として、いろいろ丁寧に御説明をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

プラスチックを無駄に作らない、無駄に燃やしてしまわないというような最先端の取組

とか仕組みとかがあったら、是非研究した内容を市町に提供して、促進していただきたいということです。

松本環境指導課長

廃棄物の処理施設につきましては、日進月歩の状況でいろいろな技術が出ております。そこで、新たな知見あるいは情報等ございましたら、各市町村からの相談に応じて、適切に助言をしてまいりたいと思います。

扶川委員

次に、海岸漂着ごみのことをお尋ねします。

海岸漂着ごみは、マイクロプラスチックによる環境破壊を防ぐ上で注目されておりまして、私も議論してまいりましたが、6月の黒崎議員の本会議質問を機に、11月26日に月見が丘海浜公園でイベントが行われて、子供たちが環境学習に取り組んだということで、私はこの日ちょっと体調を崩して行けませんでして残念でしたが、流木からボールペンを作るイベントが行われた。良い啓発活動なので、是非今後も続けてほしいです。今後の展開を教えてください。

松本環境指導課長

今、扶川委員からお話がありました。先日、11月26日に、月見が丘の海浜公園におきまして、ボランティアの方の御協力を得まして、三つのシーンで子供たちに楽しんでもいただきました。

一つは座学でございますけれども、海岸漂着ごみにつきまして、非常に知見のある方からの海岸漂着物のサンプルを使った講義でございます。

その後、海岸に実際に出まして、そこで散策をすることで、どのような物が、ごみが、漂着物が海岸にあるのかというようなことを、親子全員で27名おいでましたけれども、皆さんに楽しんでもいただきました。

その後、再び、海浜公園の中にあります施設に戻りまして、そこで流木を使ったペン作りを行ったというところでございます。やはり、子供たちにおきましては、単なる勉強というだけではなくて、楽しみながらその知識を増やしていくということが大切でございます。今回のイベントでは、子供たちから楽しかった、また来たいという声やたくさんの笑顔を頂いたところでございます。

このイベントのコンセプトでございます、楽しみながら海洋ごみ問題や海洋環境の大切さを学んでもらうこと、これは実感していただけたのではないかなと思っております。今後とも、海洋ごみ発生抑制とか、あるいは未来の環境活動の担い手であります子供たちの育成にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

扶川委員

是非よろしく申し上げます。

また、今議会、長池議員の質問に対して、重点区域において、状況を把握したり、回収方法等について実証実験に取り組むという御答弁もありました。これも大きな前進だなと

いうことで、私も評価しております。内容を簡単に教えてください。

松本環境指導課長

徳島県海岸漂着物対策推進協議会におきまして、消波ブロックにおけるごみの除去についての会議を行ったところでございます。こちらにつきましては、先ほどお話がございました今議会でも長池議員からも御質問いただきましたけれども、今までの海岸漂着物対策に加えて、消波ブロック内の漂着ごみについても着目しまして、どのようにしましたら、安全で効率的にそのごみが回収できるのかということにつきまして、国、関係市町村、そして民間団体でありますNPO法人の方々などから構成されます徳島県海岸漂着物対策推進協議会において、実証実験を行うこととしたところでございます。

この実証実験の概要でございますけれども、早速今回、12月5日に今年度第1回の協議会を開催いたしました。そこにおきましては、まず現況の調査というところで、次には、その回収手法について、国内外の事例を収集すると。そして、何よりもその消波ブロックにつきましては、すき間がございます。それは非常に危険な所でございますので、安全で効率的な回収やその処理手法の検討をします。そして、実際に回収をして、さらに、それを踏まえまして、更なる課題を抽出していくということで、安全で効率的な回収処理手法の構築を目指すこととした次第でございます。

扶川委員

これも画期的だと、私は本当に思います。子供さんは、安全な所で、砂浜なんかで勉強のために拾うということで、非常に良い取組なんですけれども、消波ブロックの間なんかは、大人であっても危ない場合があります。ですから、これを除去する段階になると、当然、ある程度技能のある人にやらしてもらわなくてはいけない。回収方法を確立した上で、取り組んでいく。当然、主体は海岸管理者になるということで、よろしいんですね。

松本環境指導課長

処理につきましては、海岸管理者が行うということでございます。

扶川委員

私も大人のボランティア活動のNPO法人に所属しておりまして、一緒にごみの清掃活動なんかやっています。大人であれば、ある程度リスクのある所でも、ボランティアでもやれますけれど、やはりプロでないと難しい、機材も要る所もありますね。徳島県の海岸はものすごい長い延長ですから、だから、いろいろな主体がそれをきれいにしていくという取組を、これを機会にどんどん広げていってもらいたいと思いますので、その大人がやるボランティアについても、是非協力をしていただきたいと思います。

松本環境指導課長

海岸漂着物対策につきましては、今、お話のように、回収をするということも当然大事になりますが、また、先ほどお話がありましたマイクロプラスチックにならないためには、やはり発生抑制対策というのも大変大事でございます。その基となります海岸漂着物処理

推進法におきましても、回収と発生抑制対策が施策の両輪となっておりますので、その二つの施策をしっかりと行っていきたいと考えております。

#### 扶川委員

分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、学校教育における動物との共生について、お尋ねします。

イノシシのことを先ほど少しお尋ねしましたがけれども、人家近くに出てきている問題というのは、害獣駆除の面からの議論というのは、既に私自身も行いましたけれども、教育委員会として、イノシシに遭遇した際に、子供に対する注意として、一つは刺激を与えない、興奮させないとか、背中を見せずゆっくり立ち去るとか、追いかけたり、餌を与えたりしないとかいったことを、11月9日付で市町村教育委員会宛ての文書を出していただいているということは、資料を頂きました。これは子供の安全を守るという取組ですが、逆に、里にイノシシとかそういう動物が出てきているというのは、これは東京や大阪ではないんですね。これは、徳島みたいな田舎だからあるんですね。せつかくの教材ですから、この際、何でイノシシが、今、人家近くに出てきているのかという環境学習に、教育委員会として是非取り組んでいただきたい。

あわせて、前から学校給食にジビエやコオロギの粉の昆虫食を提案して、昆虫食については、しめせんとあっさり言われた経緯もあるんですけども、今、小松島西高校で、コオロギの粉なんか挑戦していますよね。すごく良いなど。学校給食についても、一部実現しつつある。これもやはり食べることを通じて、環境学習と命の大切さというのを学ぶ最高の教材だと思うんです。これについて、教育委員会として、今後、もっと積極的、前向きに拡大していただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

#### 今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、まず、今回のイノシシの事案を踏まえて、それを学校教育における環境学習に生かしていくべきというお話と、あと、小松島西高校の昆虫食についてのお尋ねがございました。

まず、野生動物との共生に関連しまして、学校教育におきましては、例えば小学校の生活科では、身の回りの生物の観察を通じて、命の大切さを学ぶですとか、中学校理科では、身近な自然環境の調査を行いまして、人間の活動が自然環境とか生物に影響を与えるといったことを学ぶ活動が行われており、発達段階に応じて、かつ教科横断的に、環境と自然、それからその環境と自然が野生動物に与える影響というものを学ぶ活動が実践されております。

例えばですが、学校で、地域における自然環境学習としては、地域の鮎喰川ですとか那賀川に出向きまして、水生生物調査とか、清掃活動といったことも行われていると承知しております。

また、社会見学で地域の農家を訪れたりですとか、あるいは外部専門家を招いての出前授業の中で、農作物への野生鳥獣被害の話聞く活動についても行われていると承知しております。

さらに、ジビエというお話もございましたけれども、本県ではエシカル消費推進のため、

全ての公立高等学校に、学校の特色に応じたエシカルクラブを置いておきまして、消費者教育の一環として、地産地消と関連しての鳥獣被害、ジビエ等の活用策について学ぶ活動が行われておきまして、こうしたエシカルクラブの取組については、毎年度、リーフレットを作成しまして、県内の小・中・高等学校へと配布し、共有をしているところでございます。

それからもう1点の昆虫食に関してでございますが、先般、小松島西高校において、食用コオロギの粉末を利用したかぼちゃコロケというものが販売されたと承知しております。これは、小松島西高校の食物科の生徒が調理した食事を、希望する生徒や教職員に販売しているものでございまして、いわゆる学校給食というものではございません。

この食物科では、ふだんから食品ロスなどのSDGsの実現に向けて学んでおきまして、その一環としてこうした取組を行っていることを承知しております。

県教育委員会といたしましては、食の分野からSDGsについて考えるという取組については、こうした小松島西高校の特色を生かしたものと考えておきまして、今後もエシカル消費ですとか、SDGsに向けた取組といったものに取り組んでいきたいと考えております。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

先ほど、食肉に関しまして、ジビエの学校給食の利用ということでお話ございましたけれども、これまでに幅広い世代にジビエの魅力と多面的な価値を体感していただき、ジビエの消費拡大につなげていくということで、学校給食への利用拡大を進めているところでございます。

具体的には、阿波地美栄の加工品を提供することによりまして、取組を進めているところでございますが、先月11月10日には、三好市におきまして、ジビエをテーマとしました総合学習の一環として、加工処理施設の見学を行った際に、イノシカバーガーを提供したり、また那賀町におきましては、11月14日に、町内の小・中学校の学校給食で、シカ肉コロケを提供したところでございます。こうした取組を通じまして、ジビエ消費拡大につなげていきたいと考えております。

#### 扶川委員

しっかり調理すれば、おいしいんですよ、結構ね。栄養価値も高いしね。アスリート食に活用するなんていう答弁もありましたけれど、6パーセントぐらいだったかな、生かされている率が少ないという議論をずっとしてきましたけれども、実際のところは、趣味で捕ったイノシシなんかは、しっかり食べられておきまして、私なんかは冷蔵庫で腐ってしまうほどもらったことがありますけれども、毎年くれますけれどもね。これは、徳島ならではですよ。東京なんかではそういうことはないでしょうから。こういうのはやはりね、非常に貴重な財産として大事にしていくべきだと思います。

それから、それに関連して、先ほど教育委員会から、動物を飼育する活動についても、少しお話しいただいたと思いますけれども、最近、鳥インフルエンザなんかははやってから、鶏を飼ったり、ウサギを飼ったりは、余りしていないのではないかと思うんですけれども、現状はどうなっているのですか。



今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、学校における動物飼育の現状についてのお尋ねを頂きました。

学校における動物の飼育は、子供が身近な動物に親しみを持ち、命を大切に作る心を育むことにつながり、また、継続的に飼育を行うということで、生命の尊さを実感するといった教育的意義を有するものと考えておりますが、一方で、休日や長期休業中の世話の問題ですとか、動物アレルギーのある児童生徒への配慮、それから飼育舎や餌などのコストなどに課題がございまして、近年、特に哺乳類の飼育が県内では減少している状況にございます。

県内小学校の状況でございますが、本年5月時点の数字といたしまして、哺乳類を飼っている小学校は21校、全体の12.8パーセント。一方で、魚類は多くなってございまして、152校の92.7パーセントという状況でございます。鳥類については2校で1.2パーセントという状況になってございます。

扶川委員

核家族でおじいちゃん、おばあちゃんの死に立ち会わないという子供も増えていますが、やはり、生き物が亡くなってしまう、その現場を見たりね、誕生する現場を見たりというのは、命の教育としては中心になるものだと思います。自宅でペットを飼うということも、それはそういう効果はあるんですけども、飼えない事情の子供たちもいるわけですから、費用とか課題があるにしても、せっかくそういう自然がたくさんあって、動物を育てたりする環境が整っているこの田舎の徳島県で、都会にない教育ができる材料だと思うので、もうちょっと前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、どうなんでしょう。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、今後の取組についての御質問を頂きました。

先ほど申し上げましたとおり、学校での動物飼育は、教育的意義がある一方で、様々なコスト面であるとか、管理の面の課題があるというのが現状でございます。

県教育委員会におきましては、県動物愛護管理センターや県獣医師会などと連携しまして、指定校を選定し、ふれあい活動、飼育相談、小動物を連れてきていただいて、ちょっと触れ合っていただく活動などを実施しているところでございます。体験的なふれあい活動というのは、引き続きこうした事業を通じて取り組みまして、生命の尊さであるとか、自分、それから他者を大切に作る心の育成というものに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

最後に消費者行政に関してお尋ねします。

衆議院で、旧統一教会などの被害者救済法案とか、今、可決されようとしています。明日ですかね、成立するかもしれないですね。いろいろなことが定められておりますが、私が特にこの法案の中で注目したのは、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、その場で分かりやすく言えば、将来大変な不利益が起きてくるよと

というような脅しをかけて寄附させると、こういうことを禁じている、これに注目しました。世の中、世界の成り立ちについての見解、いわゆる世界観について、人それぞれ見解を持つことは、それが哲学であれ、宗教であれ、思想信条の自由ですし、信教の自由に属することですが、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力を自分は持っているんだと主張して、それで人を脅すという行為は、これは許されないんだということが法律になるんだとしたら、私は画期的なことだと思います。そういうことをやると、しっかり自分でこの世界のことについて、世界観を持っていない人たちというのが、マインドコントロールされてしまって、それで変な物を買わされたり、多額の寄附をさせられたりするという仕組みがあって、それにストップを掛けられるんだと思うんですよ。

マインドコントロールというのは、ウィキペディアを見ますと、操作者からの影響や強制を気付かれないうちに、他者の精神過程や行動、精神状態を操作して、操作者の都合に合わせた特定の意思決定、行動へと誘導する。これは、寄附するような行動に誘導するのが、マインドコントロールの今度の靈感商法みたいなものなんですけれども。

それでは、そういうマインドコントロールに引っ掛からないようにするために、どうすればよいかということ、これは、法案の文章で見ますと、私はここがポイントだと思うんですけれども、合理的な立証がない靈感、それから、マルチ商法でいえば、合理的な立証がないもうかる仕組みですね。それをきちんと見抜く目ということが、非常に大事なんだろうと思います。

そこで、学校教育でも、消費者教育の中でも、相手の主張の中に、きちんと合理的な筋が通っているか、証拠はきちんと備わっているかということを見抜く力を付けてもらう取組が大事だと思います。そういう趣旨のマインドコントロールに係る教材を、こういうのは実ほうそなんだよ、ごまかしなんだよというものをね、作っていただきたいと私は思うんですよ。

今度の地方消費者行政強化交付金の悪質商法対策特別枠創設は、徳島県が後押ししたんだということで、それはすばらしいではないですか。せっかくやったんだから、是非これに手を挙げて、今、申し上げたような、一体、マインドコントロールとはどういうものか、そのマインドコントロールに引っ掛かからないようにするためにはどうしたらいいのか、研究なり、情報を集めて、啓発資料を作って、学校教育の現場でも、消費者教育の現場でも、やっていただきたいと思うんです。そのあたり、どのようにお考えか、教えてください。

#### 飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、マインドコントロールの御紹介、そして、この度の国の第2次補正予算の成立と県の取組について、御質問を頂いたところでございます。

今、委員からも、マインドコントロールについて、ウィキペディアからの御紹介を頂きましたように、マインドコントロールにつきましては、法令等による統一的な定義が確立しているものではございません。過去に消費者庁で開催された会議におきまして、委員であり、座長でもあります大学教授の方による説明を参考に申し上げますと、マインドコントロールとは、欺まんのコミュニケーションを用いて心理操作を行い、極端に強い心理的拘束を与えて、依存をはじめとする結果を引き起こすものというような趣旨の概念説明

がなされたこともあるところでございます。

また、今、扶川委員から御紹介いただきましたように、現在も参議院で議論されております新たな救済新法におきましては、靈感などの特別な能力により、そのままでは重大な不利益が起ることを示して不安をあおり、契約が必要と告げるといったような不当な勧誘行為につきましては、禁止行為となっているところでございます。

御質問いただいております教材の部分でございますけれども、今申し上げたように、現在、社会的に高い関心が寄せられております消費者被害の未然防止や、解決の促進を図るためには、被害者がその手口を知り、そして被害をどう避けるか、また、どこに相談できるかといったことを学ぶことが必要であり、その教材につきましては、専門的知見をもって作成することが重要であると考えております。

今回の旧統一教会をめぐる問題に関しまして、国におきましては、まず、法務大臣の主催によりまして、悪質商法などの不法行為の相談や、被害者の救済を目的として設置をいたしました「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議におきまして、手口、また対処法に関する各種教材の充実など、靈感商法等に関する消費者教育の強化による被害の未然防止に、関係省庁が連携しながら取り組んでいくといったことを確認しているところでございます。

また、消費者庁におきましては、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討するために、靈感商法等の悪質商法への対策検討会を立ち上げまして、議論を行う中で、消費者教育に関する取組といたしまして、消費生活に関する基本的な知識や、批判的思考力、こうしたものを身に付けられるような、例えば初級、中級、上級の3段階で消費者力を測定、強化できるような教材を検討、作成してはどうかといった消費者教育を求める意見も出たところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今般、消費者庁におきましては、幅広い世代に対応した消費生活に関する基本的な知識や、批判的思考力などの消費者力を身に付けるための新たな教材を開発するとして、消費者教育推進会議の中に、「消費者力」育成・強化ワーキングチームを立ち上げまして、消費者力の初級、中級、上級等の体系的整備、消費者力を育成、強化するための具体的な方策などについて検討を行うこととなったところでございまして、県といたしましては、専門的知見に基づく、こうした教材を積極的に活用して、消費者教育を推進してまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

正に今、政府が検討し始めているようで、良いことだと思います。批判的思考力を育てると。これは本当に大事なことでね。だまされない基本中の基本です。学校現場ではどうなのか、もしあれば、教えてもらえませんか。

#### 今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、学校現場におけるマインドコントロール等の教育状況について御質問いただいております。

学校現場においては、消費者教育の中で、悪質商法についても取り上げてございまして、その中で、いわゆるだまされる状況というのは、様々な情報ですとか勧誘に影響されて、

正常でない心理状態に陥った場合に、適切な意思決定ができなくなり、そういった悪質商法にだまされ、そのターゲットとなるといったことを、特に高校の家庭科を中心に教育を実施しているところがございます。今後、専門的な見地から教材が作られるということで、引き続き消費者政策課等と連携しまして、教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

正に、その批判的な能力、思考力を身に付けるということは、これが合理的なのか、証拠に基づいた検証がされているのかということが、法律に書かれているようなことが、人に教えられて信じ込むのではなくて、自分で考える力を付けるということだと思います。あらゆることに応用できると思いますので、是非そういう観点での消費者教育が進むことを期待して、質疑を終わります。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時40分)